

令和5年

双葉町議会会議録

第1回定例会

3月8日開会～3月16日閉会

双葉町議会

令和5年第1回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (3月8日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に参加した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	6
報告第3号	8
報告第4号	9
報告第5号	9
議案第2号から議案第26号までの一括上程	10
議案第2号から議案第26号までの提案理由の説明	10
町長施政方針	14
請願の委員会付託	21
散 会	21

第 2 日 (3月9日)

議事日程	23
出席議員	24
欠席議員	24
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	24

職務のため議場に出席した者の職氏名	2 4
開 議	2 5
議事日程の報告	2 5
一般質問	2 5
3 番 作 本 信 一 君	2 5
7 番 高 萩 文 孝 君	2 8
発言の訂正	3 4
6 番 岩 本 久 人 君	3 5
1 番 山 根 辰 洋 君	4 5
散 会	5 1

第 9 日 (3月16日)

議事日程	5 3
出席議員	5 5
欠席議員	5 5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5 5
職務のため議場に出席した者の職氏名	5 5
開 議	5 6
議事日程の報告	5 6
議案第2号の質疑、討論、採決	5 6
議案第3号の質疑、討論、採決	5 7
議案第4号の質疑、討論、採決	5 7
議案第5号の質疑、討論、採決	5 8
議案第6号の質疑、討論、採決	5 9
議案第7号の質疑、討論、採決	5 9
議案第8号の質疑、討論、採決	6 0
議案第9号の質疑、討論、採決	6 1
議案第10号の質疑、討論、採決	6 1
議案第11号の質疑、討論、採決	6 2
議案第12号の質疑、討論、採決	6 3
議案第13号の質疑、討論、採決	6 4
議案第14号の質疑、討論、採決	6 4
議案第15号の質疑、討論、採決	6 5

議案第16号の質疑、討論、採決	66
議案第17号の質疑、討論、採決	66
議案第18号の質疑、討論、採決	69
議案第19号の質疑、討論、採決	70
議案第20号の質疑、討論、採決	71
議案第21号の質疑、討論、採決	71
議案第22号の質疑、討論、採決	77
議案第23号の質疑、討論、採決	79
議案第24号の質疑、討論、採決	80
議案第25号の質疑、討論、採決	81
議案第26号の質疑、討論、採決	83
請願第1号の審査報告、質疑、討論、採決	85
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	90
閉 会	90

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

5 双葉町告示第 1 号

令和 5 年第 1 回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 2 月 1 6 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和 5 年 3 月 8 日 (水)
午前 9 時

2. 場 所 双葉町役場 議場

○応招・不応招議員

○応招議員（7名）

1番 山根辰洋君
3番 作本信一君
6番 岩本久人君
8番 伊藤哲雄君

2番 小川貴永君
4番 石田翼君
7番 高萩文孝君

○不応招議員（1名）

5番 菅野博紀君

令和5年第1回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年3月8日（水曜日）午前9時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第 3号 専決処分の報告について
専決第 3号 石熊橋（上部工）橋梁災害復旧工事請負契約の一部変更について
- 日程第6 報告第 4号 専決処分の報告について
専決第 4号 下水道維持補修工事（長塚工区）請負契約の一部変更について
- 日程第7 報告第 5号 双葉町の国民の保護に関する計画の変更について
- 日程第8 議案第 2号 双葉町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第9 議案第 3号 双葉町個人情報保護審議会条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 令和5年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条
例の制定について
- 日程第12 議案第 6号 双葉町生活支援・介護予防事業手数料条例の制定について
- 日程第13 議案第 7号 双葉町総合保健福祉施設条例の廃止について
- 日程第14 議案第 8号 双葉町情報公開条例の一部改正について
- 日程第15 議案第 9号 双葉町職員定数条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 双葉町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 双葉町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の一部改正につい
て
- 日程第18 議案第12号 双葉町地区公民館設置条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 双葉町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 下水道維持補修工事（新山工区）請負契約の一部変更について
- 日程第21 議案第15号 町道路線の廃止について
- 日程第22 議案第16号 町道路線の認定について

- 日程第23 議案第17号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第24 議案第18号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第19号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第20号 令和4年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第21号 令和5年度双葉町一般会計予算
- 日程第28 議案第22号 令和5年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 議案第23号 令和5年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第30 議案第24号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第25号 令和5年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第32 議案第26号 令和5年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 令和5年度施政方針
- 日程第34 請願の委員会付託
- 散 会

○出席議員（7名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
6番	岩本久人君	7番	高萩文孝君
8番	伊藤哲雄君		

○欠席議員（1名）

5番 菅野博紀君

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
副町長	平岩邦弘君
教育長	館下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
総務課長兼 コミュニティ センター所長	大浦富男君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 課長補佐兼 農業振興係長	大和田千歳君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長	高橋秀行君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長	朝田幸伸君
生涯学習課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	石上崇
書記	加村めぐみ

◎開会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回双葉町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、岩本久人君、7番、高萩文孝君を指名します。

◎会期の決定

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、3月1日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から3月16日までの9日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。令和5年第1回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

12月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

12月上旬から下旬にかけて、下羽鳥地区において、管理耕作として9月に植付けされておりましたブロッコリーの収穫が行われ、福島県のモニタリング検査の結果、放射性物質が検出されず、安全性が確認されたことから、震災後初めて出荷されました。当町の農業の復興の第一歩として大変心強く感じた次第です。収穫されたブロッコリーは、甘みも豊富で、花つぼみは柔らかく、茎はコリコリと食感もよく、おいしくいただくことができました。

12月22日、双葉町役場において、大熊町・双葉町・浪江町・トヨタ自動車によるカーボンニュートラルに関する連携協定を締結いたしました。これにより、当町では震災後、活用が難しかった農地を活用し、作物栽培による地力回復の取組を行い、栽培された作物を浪江町の復興牧場の牛の飼料に活用することで、低炭素な循環型農業を目指してまいります。

1月7日、双葉町役場において、12年ぶりに双葉町内で双葉町賀詞交換会を開催し、新型コロナウイルス感染防止対策の下ではありますが、ご来賓の方々にご出席をいただき、帰町後、ますますの双葉町の復興・再生を誓い合ったところです。

また、同日の午後には、双葉町役場において、「令和5年双葉町はたちを祝う会」を開催いたしました。昨年4月に施行された成人年齢の引下げに伴い、今までの成人式に代わり、「はたちを祝う会」として、今年度20歳を迎えられた皆さんをお祝いいたしました。当日は、20歳を迎えられた58名のうち11名が出席されました。

昨年に引き続き、郡山女子大学短期大学部による記念品の贈呈では、贈られたダルマに全員で願いを込めて目入れをし、今後の目標などが発表されました。

また、同日に開催されていた双葉町ダルマ市に出演されていた、タレントの“みかんさん”をサプライズゲストとしてお招きし、メッセージをいただくなど、趣向を凝らした会となりました。

1月7日、8日の両日、双葉町ダルマ市実行委員会主催による「双葉町ダルマ市」が、震災から12年ぶりに町内で開催されました。両日ともに天候に恵まれ、恒例の奉納神楽やダルマみこし、巨大ダルマ引きのほか、「双葉町民俗芸能発表会」並びに双葉町芸術文化団体連絡協議会主催による「第32回双葉町芸能発表会」が行われました。「双葉町民俗芸能発表会」には、渋川芸能保存会による「神楽」、前沢保存会による「女宝財踊り」や相馬流れ山踊り保存会による「相馬流れ山踊り」が披露されました。

また、「第32回双葉町芸能発表会」には、標葉せんだん太鼓保存会、J Aスマイル大正琴、コーラ

スふたば、双葉町民謡同好会の4団体が出演し、震災後初となる町内でのダルマ市を盛り上げていた
だき、来場者からも多くの拍手が送られていました。

さらに、1月21日には、勿来酒井復興公営住宅敷地内にて、夢ふたば人主催の「ふたばダルマ市 i
n なこそ」が開催されました。巨大ダルマ引きやいわき市立錦小学校吹奏楽部による演奏なども披露
され、町民の皆さんのほか、地域住民の方々にぎわいを見せました。

1月12日、2月18日に、渡辺博道復興大臣が就任挨拶及び町内を視察され、その中で、特定復興再
生拠点区域外における取組の具体化について、復興のスタートに立つ町へ重点的にサポートすること
を要望いたしました。

1月15日から22日にかけて、友好都市推進事業に関する事前調査として、英国を表敬訪問してまい
りました。2人の英語指導助手の故郷であるイギリスのハル市、ビバリー町を訪問し、友好都市締結
を今後結びたい考えを伝えてまいりました。それぞれの首長からは、好意を持って受け入れていただ
き、有意義な懇談を行ってまいりました。

また、ハル市内の学校を訪問し、現地の学校の様子を視察してまいりました。町立学校の生徒との
情報通信技術を活用した交流を行うなど、今後もハル市及びビバリー町とたゆまない交流を行い、友
好都市締結に向けた取組を進めてまいります。

なお、原子力廃炉施設であるセラフィールドも視察し、現地の職員から、廃炉の課題などについて
説明を受けました。ほかに、在英国日本大使館、一般財団法人自治体国際化協会、在英日本商工会議
所、ロンドン大学を訪問してまいりました。

2月1日、JR双葉駅西側地区に整備しておりました双葉町診療所が完成し、開所式典を開催しま
した。住民の方々の医療に対する安全・安心を確立するとともに、不安を払拭する施設となるよう運
営してまいります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。まず、専決処分の報告が2件、
計画変更の報告が1件となります。議案につきましては、条例の制定が5件、条例の廃止が1件、条
例の一部改正が6件、請負契約の一部変更が1件、町道路線の廃止が1件、町道路線の認定が1件、
令和4年度一般会計・特別会計補正予算（案）が4件、令和5年度一般会計・特別会計予算（案）が
6件、合わせて25件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げ
て行政報告といたします。

○議長（伊藤哲雄君） これで行政報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、報告第3号 専決処分の報告について、専決第3号 石熊橋（上
部工）橋梁災害復旧工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 報告第3号 専決処分の報告について、専決第3号 石熊橋(上部工)橋梁災害復旧工事請負契約の一部変更についてであります。令和4年3月16日、令和4年第1回双葉町議会定例会において議決をいただきました工事請負契約につきまして、請負金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

報告第4号 専決処分の報告について、専決第4号 下水道維持……

○議長(伊藤哲雄君) 休議します。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時13分

○議長(伊藤哲雄君) 会議に戻します。

以上で報告第3号を終わります。

◎報告第4号

○議長(伊藤哲雄君) 日程第6、報告第4号 専決処分の報告について、専決第4号 下水道維持補修工事(長塚工区)請負契約の一部変更についてを議題とします。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 報告第4号 専決処分の報告について、専決第4号 下水道維持補修工事(長塚工区)請負契約の一部変更についてであります。これは令和4年6月16日、令和4年第2回双葉町議会定例会において議決をいただきました工事請負契約につきまして、請負金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

○議長(伊藤哲雄君) 以上で報告第4号を終わります。

◎報告第5号

○議長(伊藤哲雄君) 日程第7、報告第5号 双葉町の国民の保護に関する計画の変更についてを議題とします。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 報告第5号 双葉町の国民の保護に関する計画の変更についてであります。平成19年3月に策定しました、双葉町の国民の保護に関する計画の変更を行いましたので、武力攻撃

事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定によりこれを報告するものです。

○議長（伊藤哲雄君） 以上で報告第5号を終わります。

◎議案第2号から議案第26号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第8、議案第2号から日程第32、議案第26号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第26号までを一括上程いたします。

◎議案第2号から議案第26号までの提案理由の説明

○議長（伊藤哲雄君） 議案第2号から議案第26号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第2号 双葉町個人情報保護法施行条例の制定についてであります。個人情報保護法の改正により、個人情報の保護に関する規律が、改正後の個人情報保護法に統一されることから、所要の改廃をするため、条例を制定するものです。

議案第3号 双葉町個人情報保護審議会条例の制定についてであります。個人情報保護法等に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、条例を制定するものです。

議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。地方公務員の定年について、国家公務員の定年と同様に、令和5年度から段階的に引き上げられることから、関係条例の整備を行うため、条例を制定するものです。

議案第5号 令和5年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定についてであります。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けている納税義務者の税負担等の軽減を図るため、条例を制定するものです。

議案第6号 双葉町生活支援・介護予防事業手数料条例の制定についてであります。これは双葉町生活支援・介護予防事業の利用に係る手数料に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第7号 双葉町総合保健福祉施設条例の廃止についてであります。双葉町総合保健福祉施設について、東日本大震災に伴う建物被害調査結果及び建物の経年劣化を踏まえ、町民の健康の保持増進及び福祉の向上の場の施設として維持管理の継続が困難であることから、その用途を廃止するため、条例を廃止するものです。

議案第8号 双葉町情報公開条例の一部改正についてであります。開示請求書に不備があり、公文書の特定ができない場合等における規定を設けるため、改正するものです。

議案第9号 双葉町職員定数条例の一部改正についてであります。東日本大震災及び原子力発電所事故からの町の復旧・復興事業が本格化する中、町の復興を加速させていくためには、復興事業が継続する間において、職員定数を増員する必要があるため、改正するものです。

議案第10号 双葉町職員の定年等に関する条例の一部改正についてであります。地方公務員の定年について、国家公務員の定年と同様に、令和5年度から段階的に引き上げられることから、改正するものです。

議案第11号 双葉町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の一部改正についてであります。定年により退職した者の適用を除外するため、改正するものです。

議案第12号 双葉町地区公民館設置条例の一部改正についてであります。東日本大震災に伴う建物被害調査の結果により、半壊と判定された三字公民館、羽鳥公民館、中田公民館、下条公民館、下長塚公民館及び長塚二公民館並びに環境省による除染が行われ、解体が可能となった寺松公民館の用途を廃止するため、改正するものです。

議案第13号 双葉町国民健康保険条例の一部改正についてであります。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、令和5年2月1日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、双葉町国民健康保険において出産育児一時金の支給額を引き上げるため、改正するものです。

議案第14号 下水道維持補修工事（新山工区）請負契約の一部変更についてであります。これは令和4年6月16日、令和4年第2回双葉町議会定例会において議決をいただきました。工事請負契約につきまして、工事内容に変更が生じたため、契約金額を1億5,850万2,300円に変更して契約締結を行いたいため、議会の議決を求めるものです。

議案第15号 町道路線の廃止についてであります。福島県復興祈念公園事業及び細谷地区海岸の公共災害復旧工事に伴い、関係する町道を整理し、道路法第10条第1項の規定に基づき、廃止するものです。

議案第16号 町道路線の認定についてであります。福島県復興祈念公園事業並びに細谷地区海岸の公共災害復旧工事及び双葉駅西側地区生活拠点等整備事業に伴い、関係する町道を整備し、道路法第8条第1項の規定に基づき、認定するものです。

議案第17号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第8号）についてであります。歳入歳出それぞれ44億8,508万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は190億1,270万1,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。

町税は、固定資産税の償却資産分の増等により、9,975万2,000円を追加いたしました。

地方交付税は、震災復興特別交付税の減により、5億6,162万7,000円を減額いたしました。

国庫支出金及び県支出金は、事業費の確定等により、国庫支出金10億4,339万9,000円、県支出金

7,190万8,000円をそれぞれ減額いたしました。

繰入金は、事業費の確定・減額に伴い、公共施設整備基金繰入金、福島再生加速化交付金基金繰入金など、合わせて29億1,920万9,000円を減額いたしました。

次に、歳出についてであります。事業費の確定等により、多くの科目で減額補正となっておりますので、主なものについて申し上げます。

総務費は、中野地区復興産業拠点や双葉駅西地区復興拠点の整備事業費の減などにより、31億7,659万3,000円を減額いたしました。

民生費は、双葉町内防犯・防災パトロール事業、町内戸別巡回事業などの減により、5億7,190万4,000円を減額いたしました。

農林水産業費は、事業費の確定等により、2億5,160万6,000円を減額いたしました。

土木費は、公共下水道事業特別会計繰出金の減などにより、2億1,396万7,000円を減額いたしました。

諸支出金は、土地開発基金からの土地取得費を計上したほか、福島再生加速化交付金基金積立金の減などにより、1億598万9,000円を減額いたしました。

継続費補正につきましては、中野地区復興産業拠点整備事業業務委託料ほか2事業を変更いたしました。

繰越明許費は、戸籍システム改修事業ほか5事業を計上いたしました。

議案第18号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ338万円を減額し、歳入歳出予算の総額は13億5,826万7,000円となります。

歳入は、県支出金から保険給付費等交付金957万7,000円を減額し、繰入金に一般会計繰入金619万7,000円を追加いたしました。

歳出は、保険給付費から出産育児一時金の減などにより、338万円を減額いたしました。

議案第19号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ2億381万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は8億6,314万2,000円となります。

歳入は繰入金で、2億381万2,000円を減額といたしました。

歳出は、下水道維持費が1億4,700万円の減額、下水道建設費が5,681万2,000円の減額となります。

継続費補正につきましては、双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業を変更いたしました。

繰越明許費は、下水道管路施設修繕事業を計上いたしました。

議案第20号 令和4年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ7万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は、11億32万5,000円となります。

歳入は、繰入金に一般会計繰入金7万8,000円を追加いたしました。

歳出は、総務費に人件費の増により7万8,000円を追加いたしました。

議案第21号 令和5年度双葉町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は169億

9,000万円で、前年度比41億1,000万円、19.5%の減といたしました。

歳入について申し上げます。

町税は、固定資産税の償却資産分の増額などを見込んだため、前年度比4,034万3,000円増の12億4,135万6,000円となります。

地方交付税は、震災復興特別交付税分を含む特別交付税の増額を見込んだため、前年度比3億8,646万3,000円増の26億7,944万4,000円となります。

国庫支出金は、福島再生加速化交付金などの減額を見込んだことにより、前年度比7億648万1,000円減の21億2,781万3,000円となります。

県支出金は、福島県地域医療復興事業補助金の減額などにより、前年度比2億6,978万2,000円減の14億90万4,000円となります。

繰入金は、福島再生加速化交付金基金や東日本大震災復興基金などからの繰入金90億7,707万1,000円を計上し、各種事業に充当してまいります。

続いて、歳出について申し上げます。

議会費は、前年度比2,983万5,000円減の6,789万5,000円となります。

総務費は、前年度に引き続き、中野地区復興産業拠点整備事業費、双葉駅西地区住宅団地等整備事業費を計上した一方、新庁舎整備完了に伴う事業費の減額などから、前年度比21億2,497万5,000円減の98億9,483万2,000円となります。

民生費は、町内防犯・防災パトロール事業、町内防犯監視事業などを計上した一方、中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金事業並びに新・生活サポート交付金事業の交付に伴う事業費の減額などから、前年度比4億618万9,000円減の24億4,171万円となります。

衛生費は、健康づくりに係る経常的な経費のほか、新型コロナウイルス感染症対策経費や町内医療施設維持運営費などを計上し、前年度比1億9,819万6,000円減の6億6,160万7,000円になります。

農林水産業費は、営農再開支援水利施設等保全事業費や農業基盤整備促進事業費などを計上し、前年度比2億9,462万1,000円減の2億9,385万3,000円となります。

商工費は、双葉町産業交流センターに係る維持運営経費のほか双葉駅東地区商業施設整備事業費などを計上し、前年度比2億9,996万1,000円増の5億8,712万8,000円となります。

土木費は、橋梁長寿命化事業などの道路維持費、町道前田・長塚線改良工事などの道路新設改良費を計上したほか、双葉駅西地区下水道施設整備事業費などの公共下水道事業特別会計への繰出金を計上し、前年度比6億4,419万7,000円減の8億4,838万円となります。

消防費は、双葉地方広域市町村圏組合負担金や消防施設整備事業費、災害対策費などを計上し、前年度比3億5,597万7,000円減の2億8,966万9,000円となります。

教育費は、仮設校舎等管理運営費や有形文化財登録事業費補助金などを計上し、前年度比8,701万9,000円増の4億4,501万3,000円となります。

災害復旧費は、町道等の災害復旧事業費を計上し、前年度比7,110万2,000円減の5,812万7,000円となります。

公債費は、前年度比1,155万9,000円減の1億8,279万7,000円となります。

諸支出金は、福島再生加速化交付金基金積立金の減額などから、前年度比2億8,771万3,000円減の11億5,222万3,000円となります。

予備費は、前年度比7,261万6,000円減の6,675万6,000円となります。

また、債務負担行為として、双葉町コミュニティーセンター改修事業（基本計画策定）、双葉駅西地区公営住宅整備事業（工事）追加分を設定いたしました。

議案第22号 令和5年度双葉町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は12億7,565万7,000円で、前年度比1,720万8,000円、1.3%の減といたしました。

議案第23号 令和5年度双葉町公有林整備事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は165万9,000円で、前年度比28万7,000円、14.7%の減といたしました。

議案第24号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は3億7,114万1,000円で、前年度比7億4,161万7,000円、66.6%の減といたしました。

また、継続費として、双葉駅西側第二地区下水道施設整備事業を設定いたしました。

議案第25号 令和5年度双葉町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は10億4,260万4,000円で、前年度比1,448万5,000円、1.4%の減といたしました。

議案第26号 令和5年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は9,671万9,000円で、前年度比622万9,000円、6.9%の増といたしました。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

◎町長施政方針

○議長（伊藤哲雄君） 日程第33、令和5年度施政方針を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 令和5年第1回双葉町議会定例会が開催されるに当たり、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、「東日本大震災双葉町追悼式」についてであります。避難者が多く暮らすいわき市内で平成24年から開催し、令和3年からは双葉町産業交流センターで開催してきたところです。しかし、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から10年以上が経過し、ご遺族の方の高齢化などにより出席する方々が年々減少していることや、ご遺族の多くが町外で暮らしている現状等から追悼式の在り方を検討してまいりました。そして、ご遺族にもご意見を伺った上で、ご遺族以外の方からも

広く追悼できる形式が望ましいと判断したことから、今年、3月11日の午前9時から午後4時まで、双葉町産業交流センター内に「献花による追悼をささげる場」を設け、ご遺族に限らず広く自由に献花をいただくことにしました。なお、3月11日午後2時46分に同会場にて黙祷をささげ、震災により尊い命が失われた方々の御霊に対し、哀悼の誠をささげてまいります。

新型コロナウイルス感染症についてであります。初めに感染対策や医療現場で献身的にご尽力をいただいている医療関係者の皆様並びに、双葉町民へのワクチン接種にご理解とご協力をいただいている避難先の各自治体に心から感謝申し上げます。

また、町民の皆様には、日頃より感染予防対策の徹底に取り組まれるとともに、ワクチン接種にご協力を賜り感謝申し上げます。おかげさまで全国並びに福島県の新規陽性者数は、1月中旬以降、減少傾向が続いております。

政府は5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行することを決定し、マスクの着用についても、3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることとした一方、事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者や従業員に対し、マスクの着用が許容されるなど、マスク着用の考え方が見直されました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が減少傾向にある一方で、インフルエンザの患者が増加傾向にあります。どちらも感染対策は同じですので、町民の皆様には引き続き基本的な感染対策の徹底にご理解とご協力をお願いします。

さて、本町は、昭和26年4月新山町と長塚村の合併により誕生し、70年余りが経過し、昨年、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたことから、双葉町産業交流センターにおいて「双葉町合併70周年記念式典」を挙行し、先人が築いてきた歴史と偉業を振り返るとともに、12年前の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復興状況を振り返ったところであります。

私は、町長就任時から「復興」は震災前に戻すということではなく、将来の双葉町のあるべき姿を描くものとして、取り組んでまいりました。震災により失ったものは筆舌に尽くし難く、計り知れないものがありますが、残された町のよさを活かしながら、5年後あるいは10年後の双葉町のあるべき姿を見据え、未来志向により施策を展開していくことが、真の「復興」につながるものと考えております。本年1月にイギリスを訪問しましたが、世界はポスト・コロナを見据えて動き出しております。今後、双葉町とイギリスの子供たちとの交流を進めるとともに、国際感覚を身につけ、双葉町の未来を見据えた復旧に取り組むことができる人材を育ててまいりたいと考えております。

復旧・復興に欠かすことができない財源の確保についてであります。昨年12月16日に自由民主党、公明党において「令和5年度税制大綱」が決定されました。大綱では、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置に関し、「東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確保する」と明記されておりますが、双葉町は、震災と原発事故という複合災害により、イ

ンフラの整備、町民の生活再建、産業・生業の再生など様々な課題があり、長期にわたる財源の確保が不可欠であります。今後も福島県並びに関係自治体との連携により、大綱を踏まえ復興・再生に向けた財源確保について、国並びに関係機関に強く要望してまいります。

次に、特定復興再生拠点区域外の除染についてであります。政府は去る2月7日、拠点区域外に「特定帰還居住区域」を新たに設定し、帰還する住民の日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地などを国費で除染を進めるため、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律を閣議決定しましたが、このたび、政府は、双葉、大熊両町の一部地域で令和5年度に先行除染を始めることを明らかにしました。双葉町においては、JR双葉駅に近い三字行政区と下長塚行政区の拠点区域以外の一部で先行して除染を行うことを国に求めてまいります。双葉町は当初から帰還困難区域全域の除染と避難指示解除を国に要望してきたところであり、このたびの除染が点や線的な除染に終わらないよう、引き続き強く国に要望してまいります。

高速道路の無料措置についてであります。原発事故の警戒区域に居住されていた方を対象に無料措置が、令和6年3月31日まで延長され、現在利用している「ふるさと帰還通行カード」を引き続き利用できることになりました。今年の秋以降にカードの更新が予定されておりますが、具体的なカード更新の時期や手続の詳細等については、今後示されることになっております。高速道路の無料化措置については、双葉町の場合、旧避難指示解除準備区域と特定復興再生拠点区域を除く町全体の約85%がいまだ帰還困難区域であることや、町民のほとんどが全国各地に避難をしている状況に鑑み、町民の皆さんの生活再建やふるさとへの帰還に必要不可欠であることから、引き続き国並びに関係機関に強く要望してまいります。

次に原子力損害賠償に係る「中間指針第5次追補」の決定についてであります。原子力損害賠償紛争審査会において、昨年3月に最高裁判所の決定により確定した判決等に係る調査・分析等の最終報告や現地調査を踏まえ、指針の見直しに向けた議論が行われ、9年ぶりに中間指針の「第5次追補」決定されました。

双葉町は、東京電力に対して本町の被害の実情に合った賠償を繰り返し求めてきたところであり、今回の「追補」では、一定程度反映されたものと考えております。

今後も風評被害等、損害のある限りは、賠償がなされるべきであり、県並びに関係市町村と連携を図りながら国、東京電力に働きかけてまいります。

また、東京電力には「指針」が示す損害額の目安が賠償の上限ではないことを深く認識するとともに、被害者の視点に立ち、誠意を持って対応するよう強く求めてまいります。

東京電力ホールディングス株式会社からの福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請に係る事前了解についてであります。東京電力から令和3年12月20日付で提出があった福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請（ALPS処理水放出設備及び関連施設）に係る事前了解について、廃炉安全監視協議会、環境モニタリング評価部会及び安全確

保技術検討会において、計画の内容を確認し、報告書として取りまとめられました。

そして、この報告書を踏まえ、令和4年8月2日に私と大熊町長同席の上、内堀福島県知事から意見書を付して東京電力に事前了解願に対する回答書が手渡されました。

意見書の内容として1点目は、技術検討会が取りまとめた「ALPS処理水に含まれる放射性物質の確認」などの8項目の要求事項について、確実に実施するとともに、その取り組み状況について報告すること。

2点目は、ALPS処理水の放出量を抑制するためには、汚染水発生量のさらなる低減が重要であることから、フェーシングや凍土遮水壁などの重層的対策と建屋内滞留水処理を着実に進めるとともに、原子炉建屋等への地下水や雨水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むこと。加えてALPS等から発生する汚泥等の二次廃棄物について、一時保管する廃棄物保管庫の建設を進め、周辺地域への線量影響を低減させるとともに、安全な処理・処分に向けた技術的な検討を進め、県外搬出の取組を確実に進めること。

以上2点についてしっかりと対応するよう求めました。

また、私から、双葉町は特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、ようやく町への帰還を果たすことができるようになったことから、東京電力においては、今後、当町内でも町民が現実に生活を始めることを認識し、引き続き福島第一原子力発電所の安全かつ着実な廃炉作業が計画的に進むよう取り組んでいただきたい旨を申し入れました。

双葉町復興まちづくり計画についてであります。来る3月11日で東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から12年が経過いたします。双葉町の復興・再生は、これまで双葉町復興まちづくり委員会の意見、提言を基に、また、町民の皆様などからいただいたパブリックコメントを参考に「復興まちづくり計画」を策定し、取り組んでまいりました。

平成25年6月には「第一次計画」を策定し、避難されている町民の生活再建や双葉町の復興の在り方に係る検討を進めてまいりました。平成28年12月には「第二次計画」を策定し、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて除染やインフラの復旧、生活環境の整備を進めてまいりました。

令和4年6月に策定した「第三次計画」は、これまでの復興まちづくり計画で掲げた双葉町の復興まちづくりの方針を踏襲しながら、特定復興再生拠点区域における避難指示解除以降の5年以内に行う「生活環境」「産業・エネルギー」「医療・健康・福祉・介護」「教育・子育て・歴史・伝統・文化」「きずな・結びつき」の5つの分野別基本施策をまとめ、短期・中期・長期の明確なビジョンでの復興まちづくりを示す計画となります。

また、「第三次計画」に基づく5つの分野の基本施策に係る具体的な取組につきましては、復興町民委員会、有識者のご意見をいただきながら、令和5年度から令和7年度に実施する主要事業をまとめた「実施計画」を今月末に策定いたします。

これまで厳しいコロナ禍のさなかであっても、双葉町は復興へのスピードを緩めることなく、各種

事業・施策の具現化に取り組んでまいりました。令和5年度を「復興加速化元年」と位置づけし、「第三次計画」においても一人でも多くの町民の皆さんが帰還できる環境整備に一層のスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、これらの考えを基に、令和5年度に重点的に取り組む施策について申し上げます。

先ほど申し上げましたが、令和5年度を「復興加速化元年」と位置づけし、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴い、一人でも多くの町民の皆さんの帰還や双葉町に関心を持っていただいている方や、事業者の移住、また町民の絆を深めるなど各施策に取り組むことを念頭に予算を編成してまいりました。

生活環境についてであります。特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除後の町民の帰還支援の取組については、住宅清掃、住宅再建、合併浄化槽設置、移転費用に関する補助金を交付する一方、地区の安全安心を図るため、引き続き防犯・防災パトロールを行うとともに、防犯灯を復旧してまいります。また、町消防団第一分団、第二分団の屯所については、現在、整備中ですが、これに合わせて両分団に新たに消防ポンプ車両を購入配備し、防火活動に取り組むとともに、火災や地震のほか、自然災害に対応できる体制を整備してまいります。

さらに、役場機能が町内に戻ったことから、本庁舎内で災害対策本部機能が十分に発揮できるよう災害対策本部運営マニュアルを作成してまいります。

商業施設については、現在、浪江町との共同移動販売を実施しておりますが、より買物環境の利便性の向上を図るため、JR双葉駅東側周辺に町有地を活用した公設民営の商業施設整備に向け、令和5年度には事業者公募・施設設計業務を行い、令和7年度オープンを目指し、双葉駅東側地区の再生に向けた軸となる施設となるよう進めてまいります。

双葉駅西側地区に整備しております町営住宅86戸について、先行の25戸が昨年10月に完成し、入居が始まりましたが、昨今の社会情勢の大幅な変化により資材調達などが影響を受け、基盤整備工事に遅れが出たことにより、一部の駅西住宅の入居予定時期に遅れが生じております。引き続き、状況を注視しながら工事関係者と連携して、これ以上遅れが出ないように進めてまいります。

移住定住対策については、まちづくり会社であるふたばプロジェクトを窓口とした空き家・空き地バンクを活用するとともに、移住定住者を受け入れる体制整備を強化してまいります。

震災により損傷した町道等のインフラについては、災害復旧工事により改修に努めてきたところですが、帰還者並びに一時帰宅者の安全確保のために、補修を計画的に行うための修繕計画を策定するとともに、きめ細やかな道路の維持管理と補修工事に努めてまいります。

また、放射線による健康不安を払拭するため、避難指示解除区域及び帰還困難区域の放射線量を測定、公表するとともに、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組を進めるため、引き続き放射線量等検証委員会を開催し、当該区域の放射線量の低減状況を検証してまいります。

産業についてであります。中野地区復興産業拠点内に立地する企業については、20件、24社との立地協定を締結しております。今後も中野地区復興産業拠点に係る基盤整備事業を実施し、企業立地を一層促進するため、企業誘致活動を推進するとともに、立地締結企業と地元企業同士の連携強化を図ってまいります。

農業については、営農再開に向けて6地区の農地保全管理組合の協力により、引き続き福島県営農再開支援事業補助金を活用して農地の保全管理を行ってまいります。

上羽鳥地区については、営農再開を目指して、用排水路や暗渠排水等の整備をする基盤整備事業を行うため、地権者説明会を行うとともに、測量設計業務も行っています。

上羽鳥・長塚地区については、ほ場整備事業に対する地権者の皆様の理解促進に努めるとともに、昨年引き続き、管理耕作によるブロッコリー栽培の支援を行ってまいります。

さらに、双葉町全体の用排水系統を図化するとともに、営農再開に向けて水利施設の整備を行います。また、農作物や農業施設に害を及ぼすイノシシの捕獲を強化するとともに、ニホンザルの生息状況を調査し、対策を講じてまいります。

医療・健康・福祉・介護についてであります。一次医療機関として双葉町診療所が2月1日に開所したところですが、今後、県立大野病院の後継として福島県が整備する二次救急医療機関と連携しながら、帰還される方並びに移住される方の医療に対する安全・安心を確立するとともに、健康不安を払拭するため、医療体制づくりを行ってまいります。

また、介護予防事業として、ICTを活用した作業療法士による介護予防事業を行ってまいります。

さらに予防対策としては、町民の健康増進のための総合健康診査を行うとともに、新型コロナウイルス感染症用のワクチンを含めた感染症で重篤化しにくくされているワクチン接種のための予防接種を行ってまいります。

教育・子育て・歴史・伝統・文化についてであります。まず学校教育は、平成26年いわき市で学校を再開してから、9年目を迎えました。

仮設校舎において、少人数による学級編成により充実した幼稚園、小、中学校の教育を行っているところです。本来なら避難指示の解除とともに、双葉町での学校再開が望まれるところですが、若い世代の町民の帰還が未知数であったことから、町内での学校再開については慎重に考えてきました。しかし、双葉町の復興について、将来を担う若い世代を抜きには考えられないことから、双葉町での学校再開は、欠かすことができない最も重要な課題と捉え、学校設置検討委員会を設け、町内での学校再開に向けて取り組むことといたしました。

子育て支援としては、今年度は令和6年度に「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定するための基礎調査を行ってまいります。また、町内居住者の区域外就園に伴い「幼児教育・保育園実施負担金」に対する補助をしてまいります。さらに出産と子育てを応援するため、国及び県の交付金を活用して、経済的支援を行ってまいります。

歴史、伝統、文化については、神楽などの民俗芸能、自治会による盆踊り、相馬流れ山踊りなど、伝承・保存するための補助をしております。

また、「国指定史跡 清戸廻装飾横穴墓」については、震災後も温・湿度測定調査などを行い、管理を続けておりますが、専門家から保存・活用のための検討及び指導を受けて、継続して適正な管理をしております。

また、町内の歴史的建造物である旧田中医院を改修し、交流施設として整備しております。

民家に保管されている地域の歴史や文化を伝える貴重な資料となる古文書・生活道具等については、被災家屋の解体・撤去により消失の懸念があることから、筑波大学の協力を得て被災家屋からのレスキューを継続的に行い、整理・保存を行っております。

絆・結びつきについてであります。情報提供・広報、広聴の充実を図るため、「町公式ホームページ」や「広報ふたば」、「ふたばのわ」を発行するとともに、「広報ふたばダイジェスト（動画版）」、「ニュースふたば」、ドローンを使って「空からの映像」等を制作し、町民相互の絆の維持・発展に努めてまいります。

また、帰還・再生加速事業として平成26年からタブレット端末運用支援業務を行ってまいりましたが、タブレット端末での情報提供が終了となることから、個人のスマートフォンやタブレット端末に「ふたばアプリ」をダウンロードしていただくよう「ふたばアプリ運用支援業務」を行い、交流会等でのアプリのダウンロードや利用について啓発しながら町民相互のコミュニティーの充実を図ってまいります。

また、帰還並びに移住された方の行政区の垣根を越えて、各種教室や各種芸能関係の練習場所及び道具保管場所等として使用するため、新山公民館を修繕しております。

一方、避難指示の解除により、帰還される町民と帰還を希望しない町民との心のつながりが希薄になることが心配されるため、スポーツ、芸術、文化、芸能活動、ダルマ市などの各種イベントなどを通して、町民同士の絆を一層強固なものにする必要があると考えております。さらに町体育協会や総合型地域スポーツクラブ・双葉ふれあいクラブの活動に対する支援を行うとともに、地域スポーツを通して町民の交流の場を確保してまいります。

以上、現在までの復興まちづくり計画の取組とその成果並びに令和5年度の町政に臨む私の所信の一端と町政の基本方針を述べましたが、町政運営に当たりましては、引き続き議会並びに町民の皆様との対話を重視するとともに、双葉町復興まちづくり計画（第三次）に基づき、特定復興再生拠点区域の避難指示解除以降の具体的な施策を展開するとともに、さらなるスピード感を持って双葉町の復興・復旧に職員一同全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆さんの一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上を申し述べまして、令和5年度における施政の方針といたします。

大変失礼いたしました。ただいまの施政方針の中で、農業について、「上羽鳥・長塚地区について

は」と述べましたが、正しくは「下羽鳥・長塚地区」ですので、訂正させていただきます。

○議長（伊藤哲雄君）　ただいま町長、伊澤史朗君から発言訂正の申出がありましたので、これを許可します。

これで令和5年度施政方針を終わります。

◎請願の委員会付託

○議長（伊藤哲雄君）　日程第34、請願の委員会付託を行います。

今期定例会において本日まで受理した請願は、お手元に配付した請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、報告します。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時09分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和5年第1回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年3月9日（木曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

3番 作 本 信 一 君

7番 高 萩 文 孝 君

6番 岩 本 久 人 君

1番 山 根 辰 洋 君

散 会

○出席議員（7名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
6番	岩本久人君	7番	高萩文孝君
8番	伊藤哲雄君		

○欠席議員（1名）

5番 菅野博紀君

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
副町長	平岩邦弘君
教育長	館下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
総務課長兼 コミュニティ センター所長	大浦富男君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 課長補佐兼 農業振興係長	大和田千歳君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長	高橋秀行君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長	朝田幸伸君
生涯学習課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	石上崇
書記	加村めぐみ

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号3番、作本信一君の一般質問を許可いたします。

3番、作本信一君。

（3番 作本信一君登壇）

○3番（作本信一君） おはようございます。通告順位1番、議席番号3番、ただいま議長から一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

1番、特定復興再生拠点区域内の家屋解体除染について。昨年8月30日に特定復興再生拠点区域内の避難指示が解除され、町の復興再生に向けた新たなスタートが切られました。しかしながら、拠点内には解体されないまま倒壊のおそれのある家屋が放置されており、防災・防犯上の面からも非常に心配される場所です。除染・解体の受付時期も本年8月末と迫ってきておりますが、このことについて、町としてどのように対応していくのかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。3番、作本信一議員の質問にお答えいたします。

1、特定復興再生拠点区域内の家屋解体除染について。特定復興再生拠点区域内の除染・解体の対応についてのおたただしですが、既に解体申請が出た家屋等については、倒壊のおそれを含め、周辺的生活環境に影響を及ぼす懸念のある家屋等の解体を優先するよう要請するなど、柔軟な対応を環境省に求めています。

一方、解体を決めかねている家屋等については、町ホームページや毎月の「広報ふたば」で申請締切時期の周知を行ってまいりました。今後は、環境省と連携して個別にお知らせを郵送するなど、申請締切時期の周知をさらに強化してまいります。加えて、相続や東電賠償等の個別事情を抱えている町民の方々に対しては、町民の方々に寄り添いながら丁寧に対応していくよう環境省に求めてまいり

ます。

○議長（伊藤哲雄君） 3番、作本信一君。

○3番（作本信一君） 特定復興再生拠点区域内の避難指示が解除され、町民が少しずつ帰還しております。しかしながら、やはり拠点内には倒壊のおそれのある家屋、廃墟となった家屋が残っており、景観上や環境の悪化により、帰還した住民が生活するのに悪影響を及ぼすおそれがあります。隣地の老朽家屋の倒壊、不審者の侵入などによる火災の発生など、様々な災害要因が考えられます。しかしながら、老朽家屋といっても個人の財産であります。行政が深く立ち入ることは困難だとは思いますが、帰還された町民の不安を払拭するためにも、このことは解決していかなければならない問題だと思えます。特に著しく老朽化して倒壊のおそれのある家屋については、不良度測定表や建物版トリアージにより優先順位をつけて、家屋の所有者に丁寧に説明、ご理解を得て、家屋の除染・解体を推し進めていかなければならないと思えます。

また、所有者の連絡先不明、先ほど町長さん申しました相続等の問題、そういう方もおります。そういうことで、また除染・解体の遅れも危惧されるところであります。そしてまた、本年8月末の環境省による除染・解体受付申請の終了が迫っていることから、特定復興再生拠点区域内の除染・解体受付申請の延長を国に強く望むべきだと思いますが、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 作本議員の再質問にお答えいたします。

これは避難指示解除をしたどの自治体も同じルールになっていると思えますが、避難指示解除後、おおむね1年までの解体申請というふうなルールになっているというふうに理解しております。今、議員おただしのように、いろいろな事象、事例があって、その延長も含めて取組をする考えは国に対してないかというおただしですが、まずは周知徹底すること、さらには本人の意思確認をしっかりとさせていただくということが大切だと思っております。解体に関しては、最終的には個人の財産に関わるものですから、行政としてもその部分に関して限界はあると思っております。しかしながら、帰還をした住民の方の隣接地に老朽家屋、そういったものがあることによって不安であったり、いろいろなトラブル、そういうことも起き得る可能性は否定はできません。そういったことも踏まえて、まだ判断のされていない方に関しては、丁寧に説明をしながら判断をさせていただき、そういう取組をしていきたいと思えます。

○議長（伊藤哲雄君） 3番、作本信一君。

○3番（作本信一君） では、今後ともよろしく申し上げます。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。2番、借上げ住宅の供与期間の延長について。福島県は、借上げ住宅（賃貸型応急住宅）の供与期間について、供与期間を令和6年3月末まで1年間延長しました。このことは、当町の要望活動によるものと考えております。現在、借上げ住宅に入居されている町民の中には、いろいろな事情で町へ帰還できない方もいます。このことを踏まえ、借上

げ住宅の供与期間の延長について、今後町として要望する考えがあるかお伺いたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、借上げ住宅の供与期間の延長について。借上げ住宅の供与期間の延長についてのおただしですが、借上げ住宅の供与につきましては、ご承知のとおり、本町並びに大熊町から県内に避難されている方に対して、令和6年3月末まで、さらに1年間延長されたところです。また、県外の借上げ住宅や公営住宅等につきましても、福島県からの要請により同様に対応していただいております。本町からの避難者への借上げ住宅等を含む応急仮設住宅の供与については、災害救助法に基づき供与されております。法の趣旨としましては、災害により住宅が滅失するなど、現に居住の安定が損なわれている被災者の一時的な居住の安定を図ることを目的としているものです。本町では、昨年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されましたが、同区域内の帰還の受皿となる住宅の整備状況に鑑み、現時点では生活再建に時間を要することから、引き続き応急仮設住宅の供与が必要と判断されております。

本町としましては、応急仮設住宅に入居されている被災者の方々については、可能な限り早期に災害公営住宅等の恒久的な住宅にお移りいただくことが望ましいと考えております。そのために、本町においては、JR双葉駅西地区に災害公営住宅等の整備を進めているところです。今後は、災害公営住宅等の整備状況を踏まえながら、応急仮設住宅の供与期間の延長について、災害救助の実施主体である福島県と協議をしてみたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 3番、作本信一君。

○3番（作本信一君） 避難からもう12年が経過しました。各地に避難された町民は、地域住民との新たなコミュニティーを図り、新たな生活環境になじんで現在生活しております。このことから、借上げ住宅の供与期間延長が終了すれば、転居を余儀なくされ、生活環境の変化に対応、新たなコミュニティーの構築のため、不安や心配を抱えて暮らしていかなければなりません。東電から補償、賠償をもらったのだから、賃貸住宅、災害公営住宅等に転居してはという声も聞きますが、入居者においては、東電の補償、賠償には不動産のあるなし、職業の就労の状況等により、賠償金額に格差が生じております。そしてまた、避難により仕事を失った方、そしてまた健康に不安を抱えて生活されている方もいます。また、高齢により働けず、年金で細々と暮らしている年収の低い世帯もあることから、転居を余儀なくされることにより、家賃負担を伴う負担に耐えられるのか心配する限りであります。

このことから、避難者の実情に沿ったの救済措置、借上げ住宅の供与期間の再延長を求めるものであります。ただ、現在福島県から各都道府県に借り上げの延長を要請しております。ただ、年々その各県の了解の件数が減ってきており、現在私が把握したところでは、今現在4県ぐらいですか。また、町内では約130世帯が今現在借上げ住宅に入居していると思います。そういう事情から、この延長措置は去年の8月公表ということだったので、また本年8月に県のほうでどのように公表するか分かり

ませんけれども、いざ借上げが延長にならなかった場合は、現在借上げ住宅に入居されている町民の意見、要望等を聞いて、町として速やかに対応していただきたいと思います。そのことに関して町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 作本議員の再質問にお答えいたします。

議員おただしの件に関しては、十分理解しているつもりですが、この件につきましては双葉町の特殊性、大熊町の特殊性ということで、国、県ともその交渉はいろいろやってまいりました。そういった部分で、先ほど答弁の中で令和6年3月末までは延長していただいたというふうな状況であります。ただ、これは避難指示解除後に関して、双葉町だけが特例的に、他の自治体が何年というふうな終期を迎えたときに、特例で延長するという点に関しては、やっぱり法の精神上、そぐわないというふうな形になると思っています。そういう部分では、先ほど議員おただしのように、高齢者の問題はどうするのだと。実際にそういう方もいらっしゃるの町としても把握をしております、そういった方々に関しては、災害救助ではなくて、セーフティーネットとしての福祉介護の施策で手当てされるべきものと考えておりますので、そこは県と担当課で相談しながら対応したいと考えております。

さらに、そういったものに該当しない、いわゆる生活弱者の人たち、そういった人たちに対しては、災害対策救助法とは違った対応というのでも検討していかなくてはならないと思っていますし、一つの例としては、生活保護という方法というのでも一つの方法であろうと思っております。そういうふうな部分もよく検討して、今後町としては丁寧に対応していきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 3番、作本信一君。

○3番（作本信一君） では町長、よろしく、要望することをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤哲雄君） 通告順位2番、議席番号7番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。

7番、高萩文孝君。

（7番 高萩文孝君登壇）

○7番（高萩文孝君） おはようございます。通告順位2番、議席番号7番、高萩文孝。今ほど議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

1、新型コロナウイルスワクチンについて。(1)、厚生労働省のホームページ、2023年1月20日、第90回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会における副反応疑い報告によると、2022年12月18日までにワクチン接種後の死亡例として報告されたものは、ファイザー社ワクチン1,751件、モデルナ社ワクチン211件となっております。さらに、ファイザー社ワクチン副反応疑い報告数3万71件のうち重篤報告数6,938件、モデルナ社ワクチン副反応疑い報告数5,436件のうち重篤報告数1,225件となっております。この報告の中に双葉町民は何人いるのか、各項目ごとにお伺いします。

(2)、予防接種法附則抄第7条、新型コロナウイルス感染症とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限ると定義されていますが、このことについてお尋ねします。

①、「令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの」の書面または写真等などの具体的な資料等は存在するのかお伺いします。存在しない場合、どちらの機関に問い合わせれば入手あるいは閲覧が可能かお伺いします。

②、現在までに町民に接種勧奨している予防接種は、予防接種法附則抄第7条に規定された「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」に対するワクチンなのか、はいまたはいいえでお答えください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 7番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

1、新型コロナウイルスワクチンについて。(1)、新型コロナウイルスワクチン接種後の死亡例として報告された件数及び新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応疑い報告並びに重篤報告された数のうち、双葉町民が何人いるのかとのおたただしですが、これらの報告は、予防接種法に基づき、医療機関から各保健所長を経由して都道府県知事に報告され、厚生労働省で集計したものです。厚生労働省から町へは、これらに関する情報は報告されていないため、町民に関する数は把握できておりません。

(2)についてですが、国では、新型コロナウイルスワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種を判断していただくよう周知に努めております。新型コロナウイルスワクチン接種に係る市町村が処理することとされている事務は、法定受託事務となっており、医療機関との委託契約、接種費用の支払い、住民への接種勧奨、予診票やクーポン券の個別通知などを行っております。新型コロナウイルスに関する定義並びにワクチンに関するおたただしについては、予防接種法に関することであり、国の所管となっていることから、町からの答弁は控えさせていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 答弁ありがとうございます。

把握できていないということですが、町民の生命に関わることでありますので、町長としてそういう把握する気持ちがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

これは、あくまでも法律にのっとってやらなくてはならない事象でありますから、あくまでも我々の判断だけでというわけではなくて、法にのっとって取扱い等、十分注意して取り組んでいきたいと思えます。

○議長（伊藤哲雄君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） では、続きまして、2の子宮頸がんワクチンについてご質問いたします。

（1）、昨年4月からヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の個別勧奨が再開されました。日本では毎年1万1,000人が子宮頸がん罹患し、約2,900名が亡くなっておりませんが、双葉町民における2021年の子宮頸がんの罹患数、死亡者数とそれぞれの当該者年齢についてお伺いします。

（2）、2013年4月から、子宮頸がんワクチンは、小学校6年生から高校1年生の女兒を対象に接種勧奨が行われましたが、看過できない重篤な被害者を生んだとして、僅か2か月後の2013年6月に事実上の接種を停止しました。その背景には、東京都日野市議会議員、池田としえ議員を事務局長とする「全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会」の厚労省に対しての活動が大きく影響しています。そこで伺います。

①、双葉町でも接種勧奨を行っている現行のHPVワクチンの成分等は、2013年当時のものとどのように違っているのか伺います。

②、現行のHPVワクチンの有効性及び副反応リスクについて伺います。

③、HPVに感染した場合の2年以内の自然治癒率について伺います。

④、HPVワクチンに感染予防効果があるとするならば、予防接種済みの人々に子宮頸がん検診を積極的に勧奨するのはどのような理由なのか伺います。

⑤、そもそもがんというものは、ウイルスによってつくられるメカニズムなのか伺います。

⑥、福島県いわき市在住の23歳の子宮頸がんワクチン被害者の平田仁美さんをご存じでしょうか。1月28日に東日本国際大学内で開催された子宮頸がんのセミナー会場にて、その被害の実情を30分にわたり、本人より伺いました。健康な小学生だった彼女が、リスクを何も知らずに打った僅か数秒のHPVワクチン接種の被害によって車椅子の生活を余儀なくされ、青春の全てを奪われたと話してくれました。感染症法の国及び地方公共団体の責務を定めた第3条では、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない」とあります。一人一人の人生をも大きく左右してしまう可能性のある予防接種の副反応リスクを含めた感染症に対する正しい知識を町、町職員、議会、議員自らが学び深めることが、新生双葉町の子供たちの命と未来を守ることにつながると考えますが、この点につきまして町長のお考えをお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、子宮頸がんワクチンについて。子宮頸がんワクチンについてのおたただしですが、（1）、双葉町民における2021年の子宮頸がんの罹患数、死亡者数等についてのおたただしですが、子宮頸がんの罹患数は、がん登録等の推進に関する法律に定める病院等の管理者が、原発性のがんについて、当該病院などの所在地の都道府県へ届け出たものを厚生労働省で集計したもので、死亡者数は、統計法に基づく人口動態調査により、市区町村長に届けられる届書等に基づいて作成され、保健所長を経由して都道府県知事に提出され、厚生労働省で集計したものです。厚生労働省からは、子宮頸がんの罹患数、死亡者数等に関する情報は、町へ示されていないため、罹患数、死亡者数とも把握できておりません。

（2）についてですが、子宮頸がんワクチンの接種は、予防接種法に基づいて実施されております。国では、子宮頸がんワクチン接種の際には、ワクチンの効果とリスクを十分に理解した上で、ご本人の意思に基づいて接種を判断いただくよう周知に努めております。子宮頸がんワクチン接種に係る市町村が処理することとされている事務は、先ほど新型コロナウイルスワクチンについてでも申し上げましたように、法定受託事務となっており、医療機関との委託契約や接種費用の支払い、住民への接種勧奨、予診票やクーポン券の個別通知などを行っております。

予防接種法に基づいて実施されている子宮頸がんワクチンの成分、有効性及び副反応リスク、自然治癒率、子宮頸がん検診に関するおたただしについては、予防接種法に関することであり、国の所管となっていることから、町からの答弁は控えさせていただきます。

次に、がんというものは、ウイルスによってつくられるメカニズムなのかのおたただしですが、私はがんに関する専門的な知見は持ち合わせておりませんし、お答えする立場にありませんので、答弁は控えさせていただきます。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法第3条に規定する国及び地方公共団体の責務に関するおたただしですが、議員おただしのとおり、法の趣旨に鑑み、同法第4条の国民の責務に規定するように、国民一人一人が感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれないように努めることが、双葉町の子供たちの命と未来を守ることに繋がると考えます。

○議長（伊藤哲雄君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） では、続きまして、3の復興まちづくり計画（第三次）について。（1）、復興まちづくり計画（第三次）における計画期間の1年目が終わろうとしておりますが、町長としての評価を伺います。

また、計画中の基本理念「町民一人一人の復興と町の復興を目指して」に基づき、5つの分野の基本施策に対する今後の具体的な取組についてお伺いします。

また、現在問題となっていることはないかお伺いします。

(2)、復興まちづくり計画（第三次）における計画期間の1年目が終わろうとしておりますが、教育長としての評価を伺います。

また、計画中の基本理念「町民一人一人の復興と町の復興を目指して」に基づき、教育・子育て・歴史・伝統・文化の分野に対する今後の具体的な取組についてお伺いします。

また、現在問題となっていることはないかお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3、復興まちづくり計画（第三次）について。復興まちづくり計画（第三次）の1年目の評価及び今後の取組、現在の問題についてのおたただしですが、令和4年6月に双葉町復興まちづくり計画（第三次）を策定し、同年8月30日の特定復興再生拠点区域の避難指示解除後、役場庁舎の開庁、駅西住宅の入居開始、ダルマ市の町内開催、診療所の開所など、皆さんにご協力をいただきながら着実に事業を推進しております。

その一方で、昨今の社会情勢の大幅な変化により、基盤整備の資材調達などが影響を受け、一部の駅西住宅の入居予定時期に遅れが生じてしまい、入居予定の住戸の変更や入居時期の変更など、事前申込みされた方には大変ご迷惑をおかけいたしました。

さて、第三次計画初年度の評価についてであります。現在は新たな復興まちづくりのスタートラインであり、町内の状況からも当然に満足はしておりません。双葉町は、これからが正念場であり、町民の皆様とともに一丸となって復興の歩みをより一層加速させることが重要であると考えております。

また、5つの分野の基本施策に係る具体的な取組につきましては、復興町民委員会、有識者のご意見をいただきながら、令和5年度から令和7年度に実施する主要事業をまとめた実施計画を今月末に策定いたします。コミュニティーセンター改修に向けた検討、駅東側の商業施設整備に向けた取組などをはじめ、各分野一つ一つの事業を具体的に示し、着実に事業を進めてまいります。

今後、事業を進める上で様々な問題や課題はありますし、避難先から会議や各種事業にご出席いただく町民の皆さんには、ご苦勞をおかけすることもあります。町民の皆さんとともに町の復興を成し遂げていくためにも、あらゆる機会を大切にしながら、ご意見を頂戴し、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

（教育長 館下明夫君登壇）

○教育長（館下明夫君） 復興まちづくり計画（第三次）の1年目の評価及び今後の取組、現在の問題についてのおたただしですが、まず教育・子育ての分野である教育環境の整備、校外学習の充実、社会教育の推進、スポーツ振興に関する評価についてですが、教育環境の整備・充実につきましては、

町立学校のスクールバス運行事業とともに仮設校舎推進事業への取組などを計画どおり進めることができ、充実した教育環境が構築できたと評価しております。また、ICT機器による教育環境の整備については、1人1台のタブレット端末を整備しており、今年度はデジタル教材を導入し、補充学習や多角的な授業を推進して、確実に学力向上につながったと評価しております。

校外学習の充実では、昨年、双葉町が11年5か月ぶりに一部避難指示解除がなされ、双葉町役場新庁舎が業務スタートした際は、町立学校の児童生徒が教職員とともに双葉町を訪問しました。復興の現状を見聞することで、双葉郡教育復興ビジョンの事業である「ふるさと創造学サミット」において、これからの双葉町の復興への思いを発表することができたことは、大きな成果であったと思います。以上のように、今後とも魅力ある教育の推進に取り組んでまいります。

社会教育の推進では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に取り、実施可能な年間計画を策定し、婦人会及び婦人学級において計画どおり実施できたと評価しております。今後も国、県の方針等を注視しながら、新型コロナウイルス感染拡大防止に努め、事業を進めてまいります。

スポーツ振興では、震災後初めてとなる町内でのスポーツ行事を計画しておりましたが、天候不順により中止せざるを得なかったことは反省点であります。今後は、屋外、屋内で可能な種目の見直しなど、実施できるよう企画してまいりたいと思います。

次に、歴史・伝統・文化では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分に取りながら、町内の民俗芸能保存会、そして双葉町芸術文化団体連絡協議会の事業である総合美術展や芸能発表会を計画どおり実施できたことは、関係者のご尽力のたまものと評価しております。さらに、皆様の活動が充実し、双葉町復興の発信となるよう支援してまいります。

続いて、これらの分野に対する今後の具体的な取組についてのおたただしですが、町内における教育施設等の整備として、2月下旬に開催した総合教育会議において、町内での学習再開について検討する学校設置検討委員会を設置することが決定いたしました。会議では、学校の形態や、どのような特色を持った学校にするのかなど、学校の在り方に向けて検討を重ねてまいります。

さらに、教育環境の整備・充実、社会教育の推進、歴史・伝統・文化の伝承については、先ほど評価で述べた実績のあった部分を継続しながらも、さらなる魅力ある教育への取組や町民のコミュニティーの充実を目指し、支援してまいります。

そして、現在問題となっていることはないかとのおたただしですが、町内における学校再開が大きな課題であると認識しております。多方面からの段階的な準備を進めてまいります。

また、伝統芸能などの各種団体における後継者確保や、これまで行政区や隣組等で管理していた文化財の管理、保存が今後の課題と考えております。事業を進めていくと見えてくる問題等もあると思います。町民の皆様からご意見を頂戴しながら検討を進め、問題の解決に努めてまいります。

(「休議」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 休議します。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時46分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） ただいまの答弁で、ちょっと私の言い回しが間違えておりましたので、訂正したいと思います。

2月下旬に開催した総合教育会議において、「町内での学校再開」と申し述べる所を「学習再開」というふうに答弁したように間違えてしまいました。すみません。町内での学校再開ということで訂正をお願いします。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま教育長、館下明夫君から発言訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

○議長（伊藤哲雄君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） では、最後の質問です。

4、友好都市推進事業について。友好都市推進事業に係る事前調査として3年前に計画し、本年1月によろやく英国訪問が実現しました。調査団としての訪問成果及び今後の具体的な取組について伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

（教育長 館下明夫君登壇）

○教育長（館下明夫君） 4、友好都市推進事業について。友好都市推進事業に係る英国訪問の成果及び今後の取組についてのおたただしですが、令和5年1月15日から22日までの8日間にわたり、イギリスのハル市とビバリー町に友好都市締結の事前調査に行っていました。ハル市及びビバリー町は、英語指導助手の故郷であり、震災以前からこれまで、震災と原発事故を経験してもなお、献身的に双葉町の子供たちに寄り添ってきた彼らに対する感謝を伝え、彼らを育んだ両自治体との友好都市締結を目指すため、両首長との懇談を行い、親書を町長から渡してまいりました。今後の友好都市締結に向けた第一歩を刻んできました。

また、ハル市内にある学校及び原子力発電所廃炉施設セラフィールドの視察を行いました。さらに、在英国日本国大使館、自治体国際化協会、在英日本商工会議所、ロンドン大学を訪問し、今回のイギリス訪問の趣旨と町の現状について伝え、今後の町への協力をお願いできたことは大きな成果だと考

えております。

友好都市締結に向け、機運を盛り上げていかなければならないと考えます。今後の具体的な取組として、イギリスの自治体の首長は、1年任期ということですので、継続的な交流や訪問をする必要があります。町立学校では、ハル市内の学校との交流をするため、ビデオレターのやり取りを始めています。また、生徒海外派遣事業も合わせながら、両自治体へ訪問し、親交を深め、友好都市推進事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 今後、生徒さんたち、子供さんも引き連れてということなのですが、今の社会情勢を考えると、いろいろなことが起きておりますので、そういうのもよく考えていただいて、ちょっと生徒派遣とかはやっていただきたいと思いますが、その辺、教育長としてどのようにお考えか。テロの問題とかもあると思うので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） ただいまの高萩議員の再質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、本当社会情勢、予測不可能な状況に、世界状況も起こっておりますし、もちろん新型コロナウイルスもまだ世界的に収束しているわけではございません。そういったことも鑑みて、安全安心にというか、そこも含めて今後検討してまいりたいと思いますし、先ほど答弁でも申しましたように、とにかく単発的ではこれはいけないので、継続的な交流、あと訪問ということも考えながら、その時期も含めて今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） ここで暫時休議します。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時00分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号6番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

6番、岩本久人君。

（6番 岩本久人君登壇）

○6番（岩本久人君） おはようございます。6番、岩本久人でございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問を、大きく3点についてお伺いさせていただきます。

まず、最初の1点目でございます。令和5年度の重点施策・事業についてお伺いします。本町は昨年8月30日、特定復興再生拠点区域が避難指示解除され、町内の一部であります。帰還できる環境が整備されました。まさに本年は復興加速化元年として、昨年6月に策定された双葉町復興まちづくり計画（第三次）を具体化しなければなりません。町長の新年の挨拶において、魅力あるまちづくり

を目指し、復興再生の歩みを一層加速させるよう取り組むとありましたが、来年度の重点施策及び重点事業についてどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 6番、岩本久人議員の質問にお答えいたします。

1、令和5年度の重点施策・事業について。令和5年度の重点施策及び重点事業についてのおたただしですが、双葉町復興まちづくり計画（第三次）は、これまでの方針を踏襲しながら、避難指示解除後のまちづくりの方向性を示す計画であり、復興町民委員会、有識者、未来検討会などからご意見を頂戴し、令和4年6月に策定いたしました。

おただしの令和5年度の重点施策、重点事業につきましては、今月末に策定する実施計画において、今後取り組む具体的な事業を示してまいります。重点施策の1つとして、双葉駅を中心としたにぎわい再興プロジェクトを推進し、双葉駅東側へ生活必須の機能である商業機能の整備に向け事業を進めてまいります。

また、駅前のコミュニティーセンターは、町民や来町者が集い、憩えるような新たな機能を持つ施設として改修に向け具体的な計画検討を行います。そのほかにも、海沿いの屋外空間を活用したアクティビティエリアの事業化や産業、医療、福祉、農業、教育、コミュニティー維持など、各分野で着実に事業を実施してまいります。

復興まちづくりの事業推進には、皆さんの参画が必須であり、特に令和5年度は未来を担う20代、30代の若い世代の方々に積極的に参画いただける仕組みをつくりたいと考えております。今後も町民、事業者、町に関心を持つ方々が住みやすく、働きやすく、活動しやすい町を目指し、ソフト、ハードの両面で事業を推進してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ただいま町長より令和5年度の重点施策・事業についてお答えをいただきました。予算規模についてちょっと申し上げますと、来年度は169億9,000万円という予算の規模の案になっております。令和に入って、この5年間見ても、平成31年に305億円、令和2年度が286億円、令和3年度が344億円、昨年度が211億円ということで、予算規模だけではとやかくというふうなことは言えませんが、5年間で一番少ない予算というふうになっておりまして、緊縮予算ということではないというふうに思いますけれども、復興を加速化していかななくてはいけないという意味で、まずやることを優先的にやるということだとは思いますが、穏やかに加速をするという施策、事業かというふうにも思われますが、中野地区の整備も落ち着いてきて、これから駅西も、災害公営住宅もこれから第2工区ということで、また整備されていくので、今年度の予算額に関しては、このような予算ということだと思っておりますけれども、復興まちづくり計画（第三次）も来年度2年目に入るわけですが、まずは町長の施政方針にもありましたけれども、先ほどの同僚議員の答弁に

もございましたけれども、暮らしの拠点である駅西側の住宅整備、災害公営住宅、再生賃貸住宅86戸の整備をまずは加速することかなというふうに思っています。様々な要因で遅れるということでありましてけれども、やはり町民の皆さんも待っている方もいらっしゃるというふうに思うので、とにかくまず加速させるということだというふうに思っています。

令和4年度の住民意向調査の結果、出ました。戻りたいと考えている方が176世帯、昨年度に比べると7ポイント増えております。その中で5年以内に戻りたいと考えている方が55世帯、しばらく様子を見たいという方が約30世帯ぐらいなのですか、そういう方も含めて、まずその方が戻れる場所があるのかどうかということだと思うのです。そこもお聞きしなければいけないのかなと。駅西の住宅の整備を待っている方、それぞれ自分の家に戻りたいのですけれども、なかなか家の整備が進まない方、ですからやはり町に戻ってくるための居場所、場所の確保を町としても進めていかなければいけないのかなというふうに思っています。

また、町民以外にも、移住・定住の方も呼び込まなければなりませんけれども、重点施策にも空き家・空き地バンク事業もやっております。重点事業の一つでもあるというふうに思います。まず、復興まちづくり町民委員会でもありましたけれども、避難されている方と、今町内に暮らしている方、両方に対して様々な施策というか支援策を講じていかななくてはいけないというふうに思うのですけれども、避難先で町民の方が双葉に戻ってきても居場所がないという、町民同士、交流する場所がないという意見も多数出ております。そのコミュニティーセンター、駅コミュニティーセンターの改修も急がれるというふうに思うのですけれども、そこも活用の目的をしっかりと決めて、見据えて整備を加速していただきたいというふうに思います。

また、今町内に帰還している方、60名というふうに町長からもいつもお話がありますけれども、その町へ帰還している方、そして居住者への現在の支援状況はどのようなものがあるのかお伺いしたいと思います。また、今後さらなる手厚い支援策があるのかどうか、この2点についてお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

町に戻ってきた住民の皆さんに対する支援、また今後そういった方に対する、町として、行政として何か対応を検討しているのかというふうなおたただいたと思います。戻ってくる状況に関しての支援策であったり、移住をしようとする人たちに対する支援の制度は、現在県などでいろいろな取組をしております。町としても、引っ越しの費用の補助であったり、家の改修の補助であったり、そういうものはやっておりますが、戻ってきてからの、特に何か支援策というものに関しては、今現在ないのが実態であります。

ただ、一番戻ってきた住民の方に対して行政として心を配らなくてはならないのは、やはり行政サービスだろうと。いろいろな部分で対応をしていかななくてはならない。医療、福祉、介護、そういったものであったり、教育、そういったものが主なものになろうかと思っておりますけれども、これはい

ち早くやらなくてはならないというふうに考えておりますし、先ほど教育長の答弁でも、学校立ち上げに対する検討会を今後立ち上げまして、そんなに遠くない時期に学校再開に向けての方向性を示していくというふうにありましたように、いろいろなものに関して幅広くやっていなくてはならないということでもあります。

一番、今我々として苦慮しているのは、いろいろな商業施設であったり、飲食店、そういったものが今現在町にはないわけです。そういったものを新たに再開させるため、来てもらうためにどうしたらいいかというのは、非常にハードルが高いことになっております。というのは、まさにコロンブスの卵のように、人がいないところに商業施設であったり飲食店が来るのかと。来るわけないでしょうと。逆の言い方からすると、商業施設、飲食店がないところに人が集まるわけないでしょうと。どちらも正しい考えだろうというふうに考えております。町としては、今こういう状況ですから、特に考え方としては、ないもの、いわゆる町民の皆さんが期待するもの、商業施設だったり飲食店であったり、そういうものがなかったら人は集まらないと。我々としてはそういう考えで、まず商業施設だったり飲食店であったり、そういったものを先に我々としては、厳しい状況でありますけれども、つくろうと、そういうふうな動きを今現在しております。計画もしております。

そういったようなことで、皆さんに何がご不便なのか、何が不足なのか、足りていないのか。足りていないものが今後どんどん出てくるし、町としてはそのときそのとき臨機応変に対応していかななくてはならないというふうに考えておりますし、まずは住民帰還、多くの人たちに戻ってもらえるためにどうするかと。町が、行政がといっても、これはできるものではないと思っておりますし、町民一人一人の皆さんが町に対する思い、そういうふうなものが一番大切なのかなというふうに感じております。そういう部分で、町民の皆さんがどんどん戻ってきてくれるような状況でなければ、町としても、今言った、常に問題を抱えるようなことになっていくのかなというふうに考えております。まずは、我々戻って取り組むべきものに取り組む、そして多くの皆さんに戻ってきてもらえるような、具体的なハードの部分、ソフトの部分、それをやっていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） どうも町長、ありがとうございます。

まさしく今、町長の答弁のとおりかというふうに思います。まず、ようやく町内に住民の方も戻ってくる環境が整ってきて、役場があるということは、やはり本当にここで暮らす上でも、本当に安心して暮らせる、一つのやはり戻ってくるきっかけにもなるというふうに思います。まさに暮らしてみないと、やはり町内で暮らしてみないと分からないということが多いと思います。まず、住まい、暮らして、何がやっぱり不自由なのか不便なのかと。まさしく重点事業の来年度の予算にもあります商業施設、これは町と商工会のほうにも関わる問題になってくるかというふうに思いますけれども、やはり一緒に連携して、何とか住民の利便性を上げていく。戻ってきてよかったというふうに思えるような、そういう環境を整えなくてはいけないというふうに思います。住んでみたい、帰ってきてみて

よかったと思える町というのは、まず外から人を呼ぶことももちろん大事ですけども、今双葉町に住んでいる人を応援する、満足度を高めていくということが大事だというふうに思います。このことが結局は、外から人を呼び込むことにつながるのではないかというふうに思いますので、ぜひともよろしく願いを申し上げます。

続いて、2番に移ります。補助金等の支援の在り方についてお伺いします。町は各行政区、各自治会、各芸能保存団体等へ双葉町補助金等の交付等に関する規則に基づき、補助金を交付しておりますが、長引くコロナ禍により、活動に支障を来し、解散せざるを得ない団体もあります。

そこで、各種補助団体による住民同士の交流継続、伝統文化継承のための補助金等の在り方について、町として検討、見直す考えがあるのかどうかお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、補助金等の支援の在り方について。町として補助金等の支援の在り方について検討、見直す考えはあるのかとのおたただしですが、各種団体への補助金等の支援につきましては、双葉町補助金等の交付等に関する規則及び双葉町補助金交付要綱に基づき、それぞれ団体への補助金または助成金の交付に関する各要綱の規定により交付しております。昨年、8月30日に特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除され、町民の帰還が開始されましたが、県内外に避難されている町民の現状としては、震災以前のようなコミュニティ形成はまだまだ厳しい状況にある一方で、令和4年6月に策定しました双葉町復興まちづくり計画（第三次）の基本理念と基本目標の下、歴史・伝統・文化の伝承への取組や交流機会の確保として、交流活動への支援や交流機会の維持を施策として掲げておりますので、各種団体における絆、結びつきや伝統文化継承の活動に係る補助金や助成金の支援につきましては、財政状況を踏まえ、継続して実施することとし、運営支援の在り方も含め、町民同士の交流機会確保によるふるさととの結びつきを維持するために、状況に応じた支援の在り方について検討してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。各種団体、各課それぞれ担当があるというふうに思いますので、多岐にわたりますけれども、ご理解いただきたいと思います。行政区の集まりとか自治会活動、婦人会、婦人学級、芸能文化団体などの活動は、まさに避難先での町民同士の交流、つながりを維持していくための大切なコミュニティの場、活動だというふうに思います。民俗芸能活動も同じであります。先人から継承した歴史、伝統を絶やさず続けていかなければなりません。しかしながら、震災から12年がたって、会員の高齢化も進んだり、会員が減少したり、後継者不足が一番悩みの種ですか、組織力の問題を抱えております。震災前と違って、みんな県内、県外等、近い距離にいる方もいれば遠い距離にいる方もいて、なかなか集まるにしても大変苦労されているというふうに思います。

細かい話になるのですが、補助金要綱の旅費規程ということでもありますけれども、交通費の支給に関しては、片道10キロ以上を交通費として出しますよと。日当支給に関しては、これも片道70キロというふうな支給の基準がございます。それによって支給されたり、支給されなかったりという会員が生じるわけですが、基本的に補助金は、食事等々は、それは駄目ですよ。それで使うことは遠慮してくださいというふうなことでありますけれども、なかなか集まっていたいて、会長さんも集まっていたいて、いろいろ、もちろん会費を頂戴しているわけですから、補助金というのはそれを補っていただくものであって、自分たちで賄わなければいけないところもあるということは承知しているのですが、食事代もなかなか、自費で食事をするというような実態がございます。補助金の使い道は、公益性とか必要性、あと公平性、透明性等にあると思いますけれども、いまだに続く避難状況から、実態に即した手厚い旅費支給の見直しなども、昨今燃料の高騰などもございますし、それぞれ遠方から、皆さん高齢で、なかなか車の運転も大変だというような、そういうリスクをしょいながら集まっているという実態もございますので、その辺のところをちょっと見直しをする考えは、検討するようなことをお考えかどうか、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

それと、先ほど同僚議員の質問で教育長からも答弁がありましたけれども、各種団体、特に芸能保存会の関係、継続、継承をしていくのに非常にやっぱり高齢化で、後継者不足というのがやはり一番の課題になっております。そういった高齢化、役員の成り手不足、これは自治会にも関係することですけれども、この後継者不足の課題に関して、町としてはどのようにこれから関わっていく、支援していくのか、その2点についてお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

まず、各種補助金などの検討の件であります。各種団体への補助金または助成金ですが、国の交付金や補助金の財源を充てている事業もあり、単純に支給対象を拡大することは厳しいところですが、今後の帰還促進や伝統芸能継承のための施策として必要となるものについては、事業内容を精査し、財源の確保も確認しながら検討していきたいというふうに思います。

あともう一点の後継者不足の対応、対策といいますか、これは現実、特効薬はない。こういうふうにして、これは完全によくなるというのは非常に難しいだろうと思っています。ただ、一番は、後継者として育てていくため、そういう後継者の人たちが参加しやすい環境というのは、やはり町に戻っていただく環境がしっかりと整備をされて、住民帰還がある程度達成されたならば、そういうふうなものに関しての対応というのがおのずと育てていくのではないかと考えております。どうしても全国各地に避難をしている状況で、伝統芸能であったり、保存するべきもの、保存しなくてはならないものを継承していくというのは非常に厳しいと思います。県内にいるといっても、福島県は全国でも何番目かに広い、広域な広さを持っている自治体、広域自治体ですから、その中でも大変な中で、双葉町の町民の皆さんの県外避難率は、被災自治体の中で一番数値が高い町ですから、そうし

ますと、余計その厳しさというのは高くなってきていると思います。

そういう中で、伝統文化を継承して、残していただく人たちには本当に町としてもありがたいなというふうな思いは常にあります。しからば、そういったものに対してというものになると、これまたなかなか後継者として育つ人たちが、自らが一番ありがたいのですけれども、その保存会の中で声かけで育ててくれる人たちが、簡単に言うと勧誘というか、そういったものがないとなかなか自主的に、はいと言うのは難しいのかなというふうに感じています。自ら行くというのもなかなか今の現状で、避難をしながらやっていく中で対応するというのは難しいですし、何せこの部分に関しては、非常に難しい状況だなというのは私自身も感じています。やっている人たちが相当そういうふうな気持ちが強くないと、なかなか継続できないというのは、これが一番だろうと思っています。ほとんどの継続をしていくべきもの、伝統文化がなかなか休止状態になっているというのも現状多いですから、例えば一つの例として、ダルマ市のときに、奉納神楽、最盛期のときはどのくらい出ましたかという、10近い行政区の神楽が出ていたわけです。今どんなに頑張っても1つか2つ参加してもらうのが限界なのかなというふうを考えておりますと、これは非常に、やらないということではなくて、どういふふうなものから手をつけて、どういふふうにしたらできるのかというの、ある意味いいアイデアがありましたらば、ぜひ教えていただきたいと思います。我々もそこはもうやらないのではなくて、やろうと思っていますけれども、どこからどういふふうにしたらいいのかというのが非常に悩ましい問題ですので、これはなかなかいい案が実際浮かんでこないというのが現状です。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ありがとうございます。本当に実際、各種団体のリーダーのほうから、後継者不足に関しては、本当に深刻だと。やっぱり団体だったり活動だったり、しぼむ、縮小するということは、まちづくりにも大きな影響を及ぼすのではないかなというふうに思っているのです。補助金の問題もございます。各種団体の後継者不足、いろいろと町としても、各種団体、町民に限らず、もちろん町外の方も巻き込んで、何とか会員を増やすというように努力している団体もございます。町としてもいろいろとヒアリングとか相談に応じて、今後どういった対策、町として支援できることがあるかどうか聞き取っていただきたいというふうに思います。

ちょっと補助金の話に戻りますが、コロナ禍でここ数年、活動も制限されて、補助金を返還する団体も見受けられます。うちの保存会のほうも、一昨年はなかなかコロナで活動できなくて、補助金を返還するというふうな状況です。基本的に補助金の性質上、団体を下支えあるいは町のためになる、そういう活動の発展を目的に交付されているというふうに思います。返還することなく有効に活用することが大事だというふうに思いますが、先ほど公益性、必要性、公平性の観点で補助金は交付されるというふうに思いますが、町長の考える補助金のあるべき姿を再度伺いたいというふうに思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

これは公益、公平性、そういったものが一番ベースになると思っています。そういったものを知りかたかりと町として対応していくということが大切だと思っています。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ありがとうございます。

それでは、最後の3番に移ります。当町の文化財保護についてお伺いします。東日本大震災、原発事故以来、町内における国、県、町指定の文化財は、地域の方々による保全管理ができない状況で、地震による被害、経年による老朽化などにより存続の危機にあると認識しております。文化財は歴史を刻む、先人から受け継いできた重要な財産であり、町の宝でもあります。指定以外の文化財も含め、今後どのように保護されるのか、町の考えをお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

（教育長 館下明夫君登壇）

○教育長（館下明夫君） 3、当町の文化財保護について。町の文化財保護についてのおたただしですが、まず町で指定している文化財についてですが、史跡及び美術工芸が各3件指定されております。また、国指定が1件、県指定が1件、国登録文化財が1件となっております。現在、国指定史跡である清戸迫横穴墓については、清戸迫横穴保存委員会を定期的に開催し、温湿度の管理情報の共有や現地調査を行い、保存状態の確認をしております。また、県指定天然記念物である前田の大スギは、専門家の指導の下、今年度、大規模な樹勢回復作業を実施しております。

なお、そのほかの文化財についても、町で委嘱している文化財調査委員会の委員の皆様と現地調査を行い、保存状態の確認をしており、今後も継続して実施する予定であります。

議員おただしにあるとおり、これまで行政区や隣組等で管理していた史跡等をはじめ、石碑や古文書などの保全管理については、避難先での生活が続いている状況においては、今後ますます困難となることが予測されます。教育委員会としましては、管理されている所有者の方々とともに、今後の保全管理の方法について、専門家等の意見を伺いながら保護に努めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ご答弁ありがとうございました。

まちづくりの中にも、町内における解体施設から町、個人にとっても重要な文化財レスキュー事業という活動をやっておられるというふうに思いますけれども、実際問題、本気で文化財を残すつもりでいらっしゃるかどうかということなのです。特化して言うわけではありませんけれども、町の指定にもなっています目迫の観音堂についてちょっとお伺いしたいというふうに思うのですけれども、所有者の意向で解体されるということになりました。非常に残念なのですけれども、本当に観音様というふうに地域の方は呼んでいまして、あそこで夏は盆踊りをしたり、それぞれ草刈りをしたりして管理、地域の方も整備をしていた経緯があるのですけれども、地域の皆さんもびっくりしたようです。区長

さんをはじめ、地域の方とも話し合っ、所有者の意向でやむを得ないという判断をしたようですけども、町の指定文化財ですからね。ですから、この経緯に対して町はどのように対応したのかお伺いしたいというふうに思います。また、町文化財調査委員会の方の意見も聞いたのかどうか、その辺のところもお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） ただいまの岩本議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁でも申しましたように、双葉町の指定文化財ということで、目迫の、これは町指定です。十一面観世音菩薩座像という、十一面観世音菩薩の座像ですが、これが町の指定ということで、実は議員のおただしの、周りお堂というか、その解体についてのきつと、何だ、それまで解体するののかというおただしなのかなと私は今再質問で考えたのですが、この十一面観世音菩薩座像についてはレスキューをもちろんして、それで若干の修復は所有者のほうでやっているというふうに聞いております。そして、それは今現在、所有者のところで保管していると。全く周りのお堂のところは経年劣化と、ほとんど状態が厳しいということで、所有者の考えで解体というふうな結論に至ったということは聞いておりますし、先ほど岩本議員のおただしのように、こちらの保存委員会、文化財の保存委員会のほうでも現場も見ておりますし、皆でその部分で、これはということで、今言ったように仏像は保管、レスキューはしてあります。ただ、周りの解体については、これは町指定ではございませんので、結局所有者の判断ということに最終なってしまいます。

ただ、本当に先ほどから議員おただしのように、今までこの町に残ってきた、こういった歴史的な文化財というか、それに該当するような昔からの建物ですので、それについて生涯学習課の職員、学芸員であります、そちらも一緒に立ち会いながら、そこを確認するというところで進めておりますし、中のもので備品等がまだちょっと残っている状態、この辺は所有者とやっぱりきちんと確認しながら進めておるところですが、再々申し上げているように、やっぱり所有者が一番その結論、判断というのが一番でなってきますので、ただ我々町として、教育委員会としても、それらに該当するものが大変貴重なものだということは具申しながら、所有者と協議して進めていきたいというふうには今後とも考えております。先ほど来申し上げているとおり、町指定のやつは仏像だけというところで、ちょっと判断の違いはあったのかと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） まさに町で指定している文化財、目迫の観音堂には、今言ったように十一面観世音菩薩木像と、あと3体の木像が安置されているのです。それが文化財なのだと。お堂はその文化財が収まっている一つの建物なのだとということで、老朽化をして、なかなか再建するにしても非常に経費もかかるという所有者の判断もあるのでしょうか。しかし、町の条例でも、本当にこれ町で必要な文化財であるならば補助を出すというふうな、そういう条例にもあるのです。ですから、そういった検討も踏まえて、保存委員会で検討をしたのかどうかということもちょっと教育長まだ答弁ないの

ですけれども、まず相馬三十三所観音霊場の、あそこは20番札所ということで、町内には19番札所、自性院観音、そして21番札所、羽鳥観音があります。寺内前にも観音堂があって、あれも解体というふうなことになっているようです。

そこで、解体されるにしても、やっぱりそこにお堂があった。町指定の文化財があったというあかしはやっぱり残していただきたいなというふうに思っているのです。町の考えはいかがでしょうか。もちろん写真等はお撮りになったというふうに思うのですけれども、場合によってはその図面とか、お堂にある、正面に飾ってある扁額、あと木札とか千社札なども貼られていると思うのです。札所ですから、やはり。ですから、多くの方がそこに来て、そこに自分の来たあかしを残していつているわけですから、そういった部材の一部などもレスキュー保存をしておかないと、解体して処分されたら、もう本当に何のあかしも何もなくなってしまうというおそれがあるというふうに思います。現場を見に行くと、レスキューできるものはレスキューするというふうな答弁でしたけれども、しっかり、もう解体間近ですよ。しっかりそこは本当に検討したのかどうか、所有者の意向も本当にこれは大事でございませけれども、本当に残す気であったのかどうかと、本当に私は残念なのですけれども、そこをちょっとお伺いします。そういったものを残しておくお考えがあるのかどうか。

また、その観音堂だけではなくて、町内にも様々な文化財がございませ。各指定文化財の説明看板なんかも随分と老朽化しているのです。倒れているところもありますから。目迫観音堂の看板なんかは倒れているから。そういったものもやっぱり修繕、立て替えなども検討をするお考えがあるのかどうかお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） ただいまの岩本議員の再々質問になりますが、確かに議員のおっしゃるとおり、本当に残せるものならば残していきたいというのは本当にございませ。そして、おただしの部分で、文化財保存委員会で検討したのかというのは、もう現地に行って、中のものも確認し、ただ先ほど申し上げましたように、もう早急に、早い時期に中の仏像はレスキューしてあって、修繕しなくてはいけないところは所有者のほうで修繕したということは聞いております。その中に入っている、まだ幾つかいろいろ、やっぱり議員がおっしゃるとおり、扁額だったり、いろいろなものがあつたと思いますが、そういったものについてもやっぱり検討して、保存できればねというところなのでしょうけれども、再々申し上げておりますとおり、それについては所有者のほうの考えというか意向がございませるので、それに対しては先ほどから言っているように、我々としても所有者と検討しながら、協議して進めていかななくてはいけないなというふうには思いますが、文化財保護に関する助成支援制度というのもございませして、私のほうでもこれはちょっと以前にも調べたことがあるのですが、これは普通の状態での文化財についての修繕とか、そういったものもありますし、今回我々が置かれている東日本大震災により被災した部分、これは道具等の修繕等というのについては、補助支援制度があるのです。ただ、先ほどから言っている周りのというか、お堂の部分は、大きい、小さい関係なく、

それについてはなかなかちょっと修繕のあれはないのです。

ですから、先ほどから言っているように、所有者のやっぱり意向で、ただ本当に周りの彫刻だったりなんかだったり、そういったものは大変貴重なものがありますので、その辺は解体前に所有者とともに、所有者にも来ていただいて、現地で、そしてそこで最終検討して、この部分だけは取っておこうとか、あとはここはもう仕方ないなというふうに所有者に判断してもらうしかないのかな、そんなふうに思いますし、あと残すものは検討したのかということで、既に行政区の区長さんにも立ち会ってもらいながら、相談して、それはもう我々としては把握しておりました。それで、もう保存するものはないというふうなことを一応報告は受けていたので。ただ、我々が解体をゴーサイン出すわけではありませんので、議員もご存じのとおり、所有者と環境省との関係です。ただ、我々は文化財の保存というふうな形で、それに立ち会って、そして外観とか、そういったものもデータに残しながら進めておりますし、議員のおただしの説明看板等の老朽化についても、今後修繕、現地に行って確認しながら修繕してまいりたいとは考えております。

○議長（伊藤哲雄君）　ここで暫時休議します。

休憩　午前10時53分

再開　午前11時00分

○議長（伊藤哲雄君）　会議に戻します。

通告順位4番、議席番号1番、山根辰洋君の一般質問を許可いたします。

1番、山根辰洋君。

（1番　山根辰洋君登壇）

○1番（山根辰洋君）　議席番号1番、通告順位4番、議長よりただいま一般質問の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

1、町内の危険な構造物等の対応について。町内の避難指示が解除された地域において、電柱倒壊の危険性や台風等による二次災害の可能性、また歩道の亀裂、段差による歩行者の転倒など、生活者や訪問者の安全性について懸念されますが、町としての対処方針や修繕計画についてお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　1番、山根辰洋議員の質問にお答えいたします。

1、町内の危険な構造物等の対応について。町内の危険な構造物等の対処方針や修繕計画についてのおただしですが、はじめに避難指示が解除された地域につきましては、特定復興再生拠点区域が指定されてから、災害復旧事業及び道路維持補修工事等にて逐次生活環境の構築のため、インフラ整備を実施してまいりました。しかしながら、ご指摘のとおり、倒壊の危険性がある電柱や歩行上、障害が出るおそれのある箇所が存在しており、安心安全な環境を整備するため、職員による町内パトロー

ルや各課との情報共有、関係機関等への確認により危険性が高いと判断される箇所については、早急な対応を実施してまいります。

また、次年度に予定している路面性状調査による路面等の修繕箇所の把握により修繕計画を策定し、国や県、各課と情報共有を図りながら効果的な事業実施に努め、町内の構造物等の安全性を確保してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

今、次年度での路面調査であったりだとか、危険物の箇所の調査等々されるということだったかなと思います。その調査の公表というか、そういったものがされるかどうかというところであったりだとか、やっぱりどの辺が危険度が高いよみたいなところの情報も含めて、公表をまずしていただけると何か、生活者であったり訪問者の安全性という部分で担保される部分もあるのかなと思うのですが、その辺りどのようなお考えがあるか再質問させていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問に建設課長のほうから説明させます。

○議長（伊藤哲雄君） 建設課長、藤本隆登君。

○建設課長（藤本隆登君） ただいまの山根議員の再質問に対してご説明申し上げます。

修繕計画の公表についてということでございますけれども、そちらのほうはホームページ等で公表する予定でございます。

以上、説明します。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。公表をしていただけるというところだと思っておりますけれども、ただ町内かなり広いエリアでの優先順位とかもあって、なかなか修繕が早急にされない部分で危険な場所が残ったりだとか、そういったところもあるのかなと思っていて、その辺り丁寧にしていただけるのかどうかということをちょっともう一回再質問させていただければなという点と、あと今、町内のパトロール、町民の皆さんの協力の中でパトロールもされていると思うのですが、何かその辺りと連携して、何か変化が生じた部分とか、そういったのを早急に発信をしていくというもできるのではないかなと思ったのですが、その辺りの既存の事業と町内の危険箇所との情報発信との連携みたいなことが考えられるかということ、ちょっと最後2点再々質問させていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えします。

町内の危険箇所、これは町域が51.4平方キロメートルですから、相当広範囲になりまして、全てを把握できているかということ、それはなかなか厳しい状況であります。ただ一方では、今回避難指示解

除をされております特定復興再生拠点区域内、こちらに関してはある程度安全性は担保されているのではないかなというふうに私自身は思っております。ただ、全てが安全だということではなくて、随時そこは町内のパトロールであったり、建設課の職員が確認をしているはずですので、そういったものに関しては対応はできているというふうに考えております。

帰還困難区域、いわゆる今回の避難指示解除以外のものに関しては、これはそういうふうな、特に優先順位をつけてやらなくてはならない場所がもしあるとするならば当然やるべきですし、私自身、そういうふうな、早急にやらなくてはならない危険箇所というのをちょっと把握しているわけではありませんので、もし議員がそういうふうな場所、早急にやるべきだというものがあれば、後ほど教えていただければ対処していきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 2番の質問に行きます。

2、民間人材を活用したまちづくり施策の推進について。当町の復興再生においては、震災以前の姿に戻す災害復旧だけでなく、震災後12年が経過する中でのまちづくりが必要となり、既存の取組を変化させることや新たな取組を創出させる力が求められています。全国の自治体では、自治体内に民間人材を採用し、副業として民間のノウハウを生かしたまちづくり戦略を創出するという事例もあり、当町の現状においては同様の事例を検討できると考えられますが、このような施策の可能性について町の考えをお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、民間人材を活用したまちづくり施策の推進について。民間人材を活用したまちづくりの施策についてのおただしですが、当町におきましても、復興庁支援として民間会社から1年間派遣をいただき、復興業務に従事していただいた経緯もあります。民間人材の活用につきましては、当町のまちづくり施策には必要であることは認識しており、活用形態の在り方などについて、町としての活用プログラムの構築など継続性のある民間人材登用の仕組みが重要であると考えております。

また、民間人材の登用については、これまで実績のある派遣や委託、協定のほか、国の自治体DX推進計画策定による地方公共団体のDX推進に興味を示す民間企業がある中で、副業や兼業という採用を実施している自治体もあります。被災地である当町において、今後のまちづくり施策を推進するため、民間人材の活用について、採用方法などを含め検討してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 再質問させていただきます。

こういった民間人材の活用というところで、すごく本当に今まで双葉町がやってきた仕組みの部分を新たな発想で変化をもたらしてくれるような、そんな方たちを活用できる可能性があるのではない

かなというふうに考えてご質問していたところでした。ちょっと事例として、今回一番先駆けでやられているのは広島県の福山市の事例が一番全国でも初めて、自治体に副業、兼業を入れたというような事例となっていて、そこでやられていたのが、やっぱり地域の戦略策定であつたりだとか、そういったところを戦略推進マネジャーという形で採用して、今までにない発想で戦略をつくっていったりだとか、あとは民間の個人のネットワークによって新しいネットワークを地域に入れたりだとか、そういった相乗効果というか、得られるのではないかなというふうに思っているところでした。

先ほど同僚議員の質問の中にも、人材育成、後継者育成であつたりだとか、あとは今の文化財の保存みたいな話もあつたと思うのですが、実は一つ、私自身がちょっとベンチマークというか、している事例として、アメリカのカトリーナで災害があつて、台風でゼロになった地域で、その地域でレイジアナ復興支援財団という財団による地域の文化であつたり起業家育成、教育というところの、民間から予算を集めて、行政予算の直接の執行ではなくて、NPOによる財団の財政出動によって文化財の保護であつたりとか、起業家人材育成をしてきたという事例がアメリカにあつたりもするのですが、そういった事例を例えば吸収をして、戦略化してくれるような外部人材、この辺はすごく専門性が高かつたり、外国の事例を引っ張ってこなくてはいけないとかという部分もあるので、そういった能力を持っている外部人材を部分的に採用して活動してもらおうというふうな考え方もあるのかなというふうには思っていて、その辺りの既存の仕組みを、変化を促すような人材の採用ということも、こういった事例も過去にあつたりする、他自治体ではあると思うので、ぜひ何か取り入れる検討をしていただきたいなというふうにも思ったのですが、その辺もう一度、この可能性という部分、お聞かせいただけたらうれしいなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘の民間人材活用というのは、取り入れるべきものは取り入れて対応をしていきたいというふうに思っております。ただ、ご存じのとおり、今の双葉町の復興状況、通常の自治体とはかなり形態が異なるというのもご理解いただきたいと思います。非常に災害業務も含めて、事務事業であつたり、いろいろな業務に関しては複雑多岐にわたっております。民間の活用も当然するべきではありますが、今の町の状況をご理解をいただいた中で民間活用をしないと、町の復興の部分がスムーズにいかない可能性もあります。そういう状況になったときに、当然取り組むべきものは取り組んでいくと、そういうふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。柔軟に、こういった事例もあるということで、ひとつ検討していただけたらなと思います。

続きまして、3番の質問に行きます。3、復興事業と地方創生事業を組み合わせたまちづくりについて。国では、昨年末にデジタル田園都市構想の総合戦略を決定し、2027年度までに1万人を地方移

住させる目標値を設定させるなど、これまでの地方創生戦略をこの構想で引き継ぎ、促進させる考えを示しています。震災後12年経過する当町においては、これらの構想も念頭に置いた新たなまちづくり事業の創出も考えられると思いますが、デジタル田園都市構想にひもづく地方創生予算の活用方針があるか、町長のお考えをお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3、復興事業と地方創生事業を組み合わせたまちづくりについて。デジタル田園都市構想にひもづく地方創生予算の活用方針があるかとのおたただしですが、内閣府によりますと、デジタル田園都市国家構想の実現を推進するためにデジタル田園都市国家構想交付金が設けられており、大きく分けて、デジタル実装タイプ、地方創生推進タイプ、地方創生拠点整備タイプのメニューがあると認識しています。具体的には、デジタルを活用した課題解決の実現やテレワーク拠点整備等の事業が想定されているところです。現在は、第二期復興・創生期間の真ただ中で、当町は昨年8月に特定復興再生拠点区域の避難指示解除を実現したところであり、これからハード事業を含め、復興を本格化させていくところです。

町内における商業再開、コミュニティーセンターの改修、インフラ整備・復旧、営農再開へ向けた取組など復興に向けて優先して取り組まなければならない事項は山積しております。今般の社会情勢の変化を踏まえたデジタルの活用は、各種施策を実施するに当たり欠かせないものであり、復興状況や施策ニーズを勘案しながら、デジタル田園都市国家構想に関連した予算の活用も検討してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

復興の事業というのは、多くは災害復旧であったりだとか、元に戻すという事業が比較的多いのかなというふうに感じているところでした。一方で、こういったデジタル田園都市構想であったりというのは、新生、創生であったり、新しいものをつくり出していくということもあるというふうに考えておまして、その一番はやっぱりまちづくり計画、これは復興事業を中心としたメニュー化をするための根拠になる計画だと思っております。

一方で、多分過年度で制定されているまち・ひと・しごと創生総合戦略、あの辺りが創生というか、地方創生に資する事業計画だろうというふうに理解はしているのですけれども、今、当町の現状においては、この復興計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画はほとんど、ほぼイコールのものというふうに位置づけられているかなと思うのですが、一方で復興計画の中でもデジタルを活用して創生していくのだという文脈のものの中にはあるなというふうに私自身は思っていて、これをうまく切り出して、創生戦略のほうに切り出しつつ、2本柱でやっていくという発想も可能なのではないかなというふうに思っていて、こちらの多分デジタル田園都市構想の基本方針の中にも、こういった

1,000自治体、そういった戦略をつくっていく自治体をつくっていくというような、そんなような中身にもなっているの、そういったところにうまくジョイントしながら、創生と復興の両立みたいなところも考えられるのかなと思うのですが、そちらのまち・ひと・しごと創生総合戦略のほうの見直しとか、そういったところもちょっと多岐に、今実施計画をやられている中で、大変な中だとは思いますが、そういったものは検討できるのかどうか、見直しされる予定があるかどうかみたいなのをちょっとお伺いできたらなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

常に今議員ご指摘の見直しに関しては、随時対応を検討していかなくてはならないと思っておりますし、今これがベストだと思ったものが、1年後、3年後、そうではないというふうなことも、今の世の中はすごく動きが速いので、そういったものは当然柔軟に対応していく、そういう考えであります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。このデジタル田園都市構想、多分基本方針とかを御覧いただくと分かると思うのですが、ものすごく多様というか、人間社会においてデジタルというのがもう切っても切り離せないというもので、何か全てのものに対して基本的には網羅的にデジタルを使いましょうみたいになっているので、なかなかコンセプトをしっかりとつくっていかないと、全てやるのは不可能だと思うので、双葉町に合った、しっかりとコンセプトの上でこういったデジ田を使っていくというのがいいのではないかなと思っていて、その中で一つ、私すごくいいなと思ったのが、第二のふるさと構想というのが、実はデジ田の中にあります。町長もよく二地域居住というお話もされたりすると思うのですが、あと過年度で役場の中に派遣で来てくださった国、県の職員さんも、本当に里帰りのように双葉町に来てくれたりだとか、ダルマ市に参加されたりとか、私自身も個人的につながっている方もいたりするのですが、双葉町にやっぱり何らかの魅力があるからこそ戻ってくるというのがあるのだらうなと思って、そういったのをこういったデジタルで可視化していくというのも一つ、地域の創生戦略としてはあり得るのではないかなというふうに感じているところです。

また、町民の方も最近お話いただくのは、避難先でつくったコミュニティーを双葉町に連れてきたいのだという方もすごくいらっちゃって、そんな関係人口、二地域居住のときにこういったデジタルをうまく使いながら、避難先のコミュニティーと双葉町をつないでいくというような、そういったのも一つ、関係人口づくり、二地域居住の一つの可能性かなというふうに思っていて、ぜひ何かそういったコンセプトを示していくというのが大事だと思うのですが、町長いつもおっしゃっているような二地域居住と、この辺りのデジ田とのつながりみたいなのが、どんなふうに描けるかなみたいなところをちょっとぜひお聞かせいただけたらなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

二地域居住というのは、これは今の双葉の町民の皆さんが12年間、今年の3月11日で丸12年が過ぎ、13年目に入ります。そういった厳しい状況の中で、それぞれの避難先でコミュニティーが形成されているというのは、これは紛れもない事実です。そういった中で、ふるさとに対する思いも強い方が大勢おられます。だけれども、自分の生活基盤はということになると、これまた難しい判断になるだろうと。そういった部分で、どちらに軸足を置くかということではなくて、両方行き来できるような制度を構築することが、逆に住民帰還にも、長い期間、中長期的に見れば効果があるのではないかということから発想したわけです。

今、議員からご指摘のデジタル構想、こちらも当然そういうものとうまくジョイントできれば、いい効果が生まれると思いますし、ただ一言お断りしておかなくてはならないのは、いいことはどんどん我々やらなくてはならないというのは十分自覚しております。ただ、これはくどいようですが、職員の、どうしてもマンパワーそのものが充足している状況ではありません。限られた人数で膨大な仕事をしている職員が見受けられます。監査委員のほうから、残業が多いのではないかと、ちょっとそれは適正にしなさいというご指摘をいつも受けておまして、そこも内部の中でいろいろ話をして、なるべく事務分掌の平準化ということで取り組んでいるわけですが、どうしても復興事業に関わる課は仕事が増えすぎて膨大になっております。特に今議員からご指摘があったデジタル構想というのは、どうしてもその担当する、膨大な事業をしている課に仕事をさせざるを得なくなってしまう内容なのです。そうすると、また仕事が増えてしまうと職員そのものの負担が大きくなってしまいます。これは言い訳になってしまいますけれども、どうしてもその部分を考えながら取り組んでいかないと、いわゆる人間が参ってしまうと町の復興も駄目です。職員が頑張れる状況をつくってあげないと、双葉町の復興はできないと思っています。そういう部分で、その段階、いわゆる復興のステージで、そういうふうなものも見据えながら取り組んでいきたいと、そういうふう考えています。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤哲雄君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時25分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和5年第1回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

令和5年3月16日（木曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第 2号 双葉町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第2 議案第 3号 双葉町個人情報保護審議会条例の制定について
- 日程第3 議案第 4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第 5号 令和5年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第 6号 双葉町生活支援・介護予防事業手数料条例の制定について
- 日程第6 議案第 7号 双葉町総合保健福祉施設条例の廃止について
- 日程第7 議案第 8号 双葉町情報公開条例の一部改正について
- 日程第8 議案第 9号 双葉町職員定数条例の一部改正について
- 日程第9 議案第10号 双葉町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第11号 双葉町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 双葉町地区公民館設置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 双葉町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第14号 下水道維持補修工事（新山工区）請負契約の一部変更について
- 日程第14 議案第15号 町道路線の廃止について
- 日程第15 議案第16号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第17号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第17 議案第18号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第19号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第20号 令和4年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第21号 令和5年度双葉町一般会計予算
- 日程第21 議案第22号 令和5年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第23号 令和5年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第23 議案第24号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第25号 令和5年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第25 議案第26号 令和5年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 請願審査報告

- 請願第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書
- 日程第27 発議第 1号 双葉町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第28 発議第 2号 双葉町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第29 発議第 3号 双葉町議会情報公開条例の一部改正について
- 日程第30 発議第 4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案
- 日程第31 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 閉 会

○出席議員（7名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
6番	岩本久人君	7番	高萩文孝君
8番	伊藤哲雄君		

○欠席議員（1名）

5番 菅野博紀君

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
副町長	平岩邦弘君
教育長	館下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
総務課長兼 補佐兼係長 計画係長 財政管理係長	富澤和績君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長	相楽定徳君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長	高橋秀行君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長	朝田幸伸君
生涯学習課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	石上崇
書記	加村めぐみ

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、日程第1、議案第2号から日程第25、議案第26号までは全員協議会で説明を受けていますので、申し添えます。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、議案第2号 双葉町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第2号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、議案第3号 双葉町個人情報保護審議会条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第3号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第4号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、議案第5号 令和5年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第5号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第5、議案第6号 双葉町生活支援・介護予防事業手数料条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第6号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第6、議案第7号 双葉町総合保健福祉施設条例の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第7号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第7、議案第8号 双葉町情報公開条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第8号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第8、議案第9号 双葉町職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第9号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第9、議案第10号 双葉町職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第10号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第10、議案第11号 双葉町教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第11号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第11、議案第12号 双葉町地区公民館設置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第12号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第12、議案第13号 双葉町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第13号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第13、議案第14号 下水道維持補修工事（新山工区）請負契約の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第14号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第14、議案第15号 町道路線の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第15号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第15、議案第16号 町道路線の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第16号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第16、議案第17号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款法人事業税交付金。

- (「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第9款環境性能割交付金。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第11款地方交付税。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第14款使用料及び手数料。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第15款国庫支出金。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第16款県支出金。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第17款財産収入。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第18款寄附金。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第19款繰入金。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第21款諸収入。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。
第1款議会費。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第2款総務費。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 11ページになります。第3款民生費。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 13ページになります。第4款衛生費。
(「なし」と言う人あり)
- 議長（伊藤哲雄君） 第6款農林水産業費。
1番、山根辰洋君。
- 1番（山根辰洋君） 6款農林水産業費について、ちょっとご質問させていただきます。

事業の確定ではなくて、中止であったりだとか、未着手というような形での減額の補正をされているというふうに理解していますが、この辺りで未着手の部分で、マンパワーとか体制のところで、な

かなか着手に至っていないというような理解もしているところなのですけれども、この辺りどういう現状で、どういうふうに見解を持っていらっしゃるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の質問にお答えいたします。

体制のご指摘だったと思いますが、体制というよりは、各分野、分野の未調整ということで、こういうふうなことになったというふうに認識しております。

○議長（伊藤哲雄君） 17ページになります。第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 21ページになります。第11款災害復旧費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第17号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第17、議案第18号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第4款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第18号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第18、議案第19号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第19号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第19、議案第20号 令和4年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第20号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第20、議案第21号 令和5年度双葉町一般会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。

3 ページです。第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款地方譲与税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第3款利子割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款配当割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第5款株式等譲渡所得割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款法人事業税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第7款地方消費税交付金

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第8款環境性能割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第9款地方特例交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第10款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第11款交通安全対策特別交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第12款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第13款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第14款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 11ページになります。第15款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 14ページになります。第16款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第17款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第18款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第19款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第20款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 19ページ、歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 21ページになります。第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 52ページになります。第3款民生費。

6番、岩本久人君。

○6番(岩本久人君) 民生費です。65ページの説明、自治会運営費補助金であります。一般質問でもお尋ねしましたがけれども、来年度減額ということは、自治会の組織が解散だったり、中止を余儀なくされている状況だというふうに思っています。これでは、せっかく自治会組織をつくって、コミュニティだったり、避難先でのつながりをしてきた町民の皆さんが、途切れてしまうような感じではないかなというふうに思います。

自治会というと、何か一つハードルが高いような。そういうことではない。あくまでも避難先で、自ら皆さんの判断で、そういう組織をつくって運営しようというふうなことが基本のことなのでしょうけれども、やっぱりコロナ禍もあって、どうも活動もできずに、解散だったり、中止だったりいろいろ、補助金の申請などもちょっと煩雑だとか面倒だというふうな、そういう方もいます。それは、会員の皆さんもだんだんと高齢化してきて、会計というのなかなか難しくなっているというふうな、いろんな要因はあるというふうに思うのですが、やはりもっと町も関わるべきではないのかなと。それで、そんなに大きな組織でなくてもいいと思うのです。

他町では、近隣町では、自治会組織が17ほどある、そういう町もございます。ですから、そこは少人数でもいいですから、町民同士避難先で交流をというふうな、そういった意味で、復興支援員の方もいろいろとご支援されているかというふうに思うのですけれども、もうちょっと町でもそこに、町民の皆さんの話を聞いたり、どういうふうになれば存続できるのかなというふうなことも、一緒に考えるべきではないかなというふうに思っておりますが、町のほうの見解をお聞かせください。

○議長(伊藤哲雄君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 岩本議員のご質問にお答えします。

震災後、各避難先の地区で自治会を自主的に発足させていただきまして、それぞれ活動いただきました。自治会の改廃につきまして、特に自治会を解散するということにつきましては、私も直接自治会長から話を伺う場面もありましたし、おおむね町の帰還が始まったということ、さらには会員の皆さんが、議員からもご指摘がありましたように、高齢化というのがやっぱり一番多かったような感じがします。

とはいえ、まだ避難をされている方たちが全国各地におられるわけですから、自治会を廃止したから町として支援をしないということではありません。少人数の会合であっても復興支援員を送ったり、そういうふうな町としてできる範囲のものは、今後も続けていく考えでありますし、新たな組織をまた立ち上げていただければ、それはそれとして補助を出せるようなスキームがあると思っています。

何より震災から12年過ぎてしましまして、一番は、それぞれの避難先で、ある程度のコミュニティーができてしまっているというのも一つの原因ではないかと思っています。それぞれの避難先で、避難先の人たちとの交流が生まれたり、避難先自治体との付き合い、いろいろな取組があったり、そちらのほうにある程度移行してきている部分というのもあるように見受けられます。

今後、避難をしている住民の方が、最終的にはどちらの場所に住むかという判断をしていただく時期が来ると考えております。そういった部分で、その判断のつくまで、町としてもでき得る限りの支援というのは、当然やっていかななくてはならないというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ありがとうございます。住民意向調査でも、町とつながりを持ちたいという町民の方、これは6割以上です。これまでも自治会の集まりがあると、町長、副町長がご招待を受けて、そこで和やかに膝を交えて、いろいろ町長からもお話をいただいたりして、和やかに過ごしたというような記憶がございます。

ですから、避難先と町との距離がだんだん、だんだん遠くなってしまいうような気も一つあるのですが、そういった意味でも、小さな組織でもいいですから、自治会ではなくてコミュニティーの広場というか、そういう交流の広場的な、そういう感覚で立ち上げ、また再度立ち上げていただけるような、そういう支援の在り方というものも考えながら、それぞれの地区に避難している方のコミュニティーというのは大切だというふうに思いますので、ひとつ町のまちづくりにもつながるのではないかとこのように思いますので、どうかその辺のところも、町のほうで十分と支援をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 65ページになります。第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 72ページになります。第5款労働費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款農林水産業費。

6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 74ページから75ページ、76ページにかけてですけれども、農業振興費、農地費、ともにこれがまた大きな減額になっています。先ほど同僚議員も質問いたしましたけれども、町長、農業推進課の体制というよりも、未調整のためというふうな答弁でしたけれども、営農再開にこぎつくまでの過程というものが、大変だというのは承知しておりますけれども、まず地権者、とりわけ保全管理組合の皆さんとか、区長さんをはじめそれぞれ、震災前営農に携わってきた方の意見を聞きながら、一步でも二歩でも前に進むようにしていただかないと、双葉町の基幹産業である農業がなかなか前に進まないのかなというふうに思っています。

やっぱりしっかり体制づくり、マンパワーを強化しながら進めていかないと、せっかく計画したにもかかわらず、いろいろ参入する企業の皆さんの事情もあろうかというふうに思うのですけれども、ひとつしっかり財政を注入しながら、両竹地区の次世代型園芸に関しても、まず一步を踏み出す、着手というような形でいかないと、まず目に見えた営農再開までこぎつけないのではないかとこのように思いますので、その辺しっかりと全町を挙げて頑張っていただきたいというふうに思うのですが、町長、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員のご質問にお答えいたします。

先ほど別の議員からも、体制というふうな話がありました。体制は当然ですけれども、まずはその担当の部署に関する、いろんな業務、事業に関して、ノウハウの分かっている職員でないと、これは進行というか、達成することは非常に厳しいだろうと。

現在庁内の職員数というのは、充足している状況ではないというのは皆さんご存じだと思います。そういった部分で、ある程度そういった専門的な知見を持った職員というのはどうなのかという、はっきり言わせて双葉町役場の職員では足りない状況です。ですので、そういうノウハウを持った職員、国であったり、県であったり、そういったところから優秀な職員を派遣をさせていただいております。そういった部分で、体制としては十分強化をしている現状であります。

ただ、いろいろな事業に関して、進捗という部分で、なかなか達成できていないというふうなご指摘もありましたけれども、どうしても農家の皆さん、いわゆる地権者の皆さんとの協議をしながらやっていかななくてはならないという事業が多いのが現状です。そういった部分で、何回も説明をさせていただいておりますけれども、考えている事業に関して、なかなかご理解をいただけないというのも現実です。そういった部分で、やっぱり根気よく説明をしながら理解をしていただくというのが前提でやっておりますので、そういった部分では、どうしても思うような進捗になっていないというのは結果として出ておりますので、今後もっともっと担当の職員をはじめ、場合によっては私も出向きまして、住民の皆さん、農家の地権者の皆さんに町の考え等を話しまして、ご理解をいただくよう

にしていきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 78ページになります。第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 82ページになります。第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 87ページになります。第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 90ページになります。第10款教育費。

6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 教育費の101ページから102ページです。

相馬野馬追双葉町騎馬隊、昨年避難指示解除されたということで、今年は双葉町騎馬隊、町内からの出陣、そして凱旋というふうな、そういうふうなお考えはあるのかどうかお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

（何事か言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 相馬野馬追の件ですが、教育長のほうに説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） ただいまの岩本議員のご質問であります。確かに昨年度双葉町は11年5か月ぶりに避難指示解除になり、そして今こういうふうな町民が帰還するような状況、双葉町で生活ができるような状況になっておりますので、本当に昔からの相馬野馬追という伝統行事、以前のようにこの双葉町から出陣などというのは、私も望んでおりますが、双葉町騎馬会のほうで検討する部分だと思いますので、今のところはまだその話は出ていませんけれども、昨年度、議員もご存じのように、大熊町で帰還馬というのですけれども、出陣のときには時間がないので、しなかったというふう聞いております。帰り馬ということで、終わったときに大熊町に戻って凱旋したということをご存じだと思いますが、そういうことをこれから考えていけば、双葉町のコミュニティーも含めて、町民がまたそうやって、そこにこぞって集合するような、そんな場面なんかの機会もつくれるかなと思いますので、双葉町騎馬会と検討しながら進めていきたいと思いますが、今のところはまだそういう報

告は受けていないので、そんなふうに回答いたします。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 103ページになります。第11款災害復旧費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第12款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 107ページになります。第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第21号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第21、議案第22号 令和5年度双葉町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。

3 ページになります。第 1 款国民健康保険税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第 2 款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第 3 款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第 4 款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第 5 款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第 6 款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第 7 款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第 8 款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

8 ページになります。第 1 款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 10 ページになります。第 2 款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 13 ページになります。第 3 款国民健康保険事業費納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第 4 款財政安定化基金拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第 5 款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第 6 款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第 7 款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第 8 款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第22号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第22、議案第23号 令和5年度双葉町公有林整備事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。

3ページです。第1款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳入に入ります。

第1款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第23号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第23、議案第24号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。

3 ページです。第1款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第5款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（伊藤哲雄君） 第6款諸収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。
第1款公共下水道事業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 8ページになります。第2款公債費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第3款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は押しボタン式投票によって行います。
お諮りします。議案第24号の賛否について投票ボタンを押してください。
（表 決）
- 議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。
投票を確定し、投票結果を表示します。
（賛成全員）
- 議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。
よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

- 議長（伊藤哲雄君） 日程第24、議案第25号 令和5年度双葉町介護保険特別会計予算を議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。

3 ページです。第 1 款保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長 (伊藤哲雄君) 第 2 款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長 (伊藤哲雄君) 第 3 款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長 (伊藤哲雄君) 第 4 款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長 (伊藤哲雄君) 第 5 款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長 (伊藤哲雄君) 第 6 款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長 (伊藤哲雄君) 第 7 款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長 (伊藤哲雄君) 第 8 款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長 (伊藤哲雄君) 第 9 款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長 (伊藤哲雄君) 第 10 款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長 (伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第 1 款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長 (伊藤哲雄君) 第 2 款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長 (伊藤哲雄君) 14 ページになります。第 3 款財政安定化基金拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長 (伊藤哲雄君) 第 4 款地域支援事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長 (伊藤哲雄君) 17 ページになります。第 5 款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長 (伊藤哲雄君) 第 6 款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（伊藤哲雄君） 第7款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は押しボタン式投票によって行います。
お諮りします。議案第25号の賛否について投票ボタンを押してください。
（表 決）
- 議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。
投票を確定し、投票結果を表示します。
（賛成全員）
- 議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。
よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

- 議長（伊藤哲雄君） 日程第25、議案第26号 令和5年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。
3ページです。第1款後期高齢者医療保険料。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第2款使用料及び手数料。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第3款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第3款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第5款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第26号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の審査報告、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第26、請願の審査報告を行います。

付託した請願について、所管の委員長から報告願います。

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書について報告を願います。

総務教育常任委員長、石田翼君。

（4番 石田 翼君登壇）

○4番（石田 翼君） どうもご苦労さまでございます。総務教育常任委員会から報告いたします。

本定例会初日、当委員会に付託された福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願について、3月8日に委員会を開催し、審議を行いましたので、その報告をいたします。

請願趣旨にあるように、国では、新型コロナウイルス感染症の分類を2類から5類へ移行を予定していますが、県内の雇用と労働環境に及ぼす影響は不透明であります。一方で、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に合った賃上げが喫緊の課題となっています。

労働意欲の喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑みるとともに、コロナ感染の影響を見据えたセーフティーネットの強化策及び人口流出抑制策としても、最低賃金の引上げの実施と早期発効に努めるべきであるとの委員の一致した意見でありました。

以上のことから、請願の願意は妥当と認められるため、お手元に配付した請願審査報告書のとおり、委員会として採択すべきものとしたので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。請願第1号について、委員長報告のとおり採択と決定することの賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第27、発議第1号 双葉町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

6番、岩本久人君。

（6番 岩本久人君登壇）

○6番（岩本久人君） 皆さん、こんにちは。それでは、発議第1号 双葉町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

令和5年4月1日から施行される改正個人情報の保護に関する法律では、その規定が地方公共団体の執行機関には直接適用されるものの、議会は原則として適用対象外とされていることを踏まえ、議会における個人情報の取扱いについて規定した議会独自の条例を制定するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。発議第1号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第28、発議第2号 双葉町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

6番、岩本久人君。

（6番 岩本久人君登壇）

○6番（岩本久人君） 申し述べます。発議第2号 双葉町議会委員会条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案件につきましては、双葉町行政組織規則に定める各課系の事務分掌を踏まえ、各常任委員会の所管事務について所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。発議第2号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第29、発議第3号 双葉町議会情報公開条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

6番、岩本久人君。

(6番 岩本久人君登壇)

○6番(岩本久人君) 申し上げます。発議第3号 双葉町議会情報公開条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案件につきましては、議会における公文書の開示請求の際に、開示請求に不備があり、公文書の特定ができない場合等における補正に関する規定を設けるため、改正するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。発議第3号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第30、発議第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

4番、石田翼君。

（4番 石田 翼君登壇）

○4番（石田 翼君） 発議第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について提案理由を申し上げます。

先ほど報告しましたとおり、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に合った賃上げが喫緊の課題となっています。新型コロナウイルス感染の影響を見据えたセーフティーネットの強化策及び人口流出抑制策として、また労働力の確保の観点からも、最低賃金の引上げの実施と早期発効に努めることを強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。意見書については、お手元に配付した案のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び福島労働局長であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。発議第4号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(伊藤哲雄君) 日程第31、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(伊藤哲雄君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和5年第1回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時47分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 伊 藤 哲 雄

署名議員 岩 本 久 人

署名議員 高 萩 文 孝